

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくことにします。

なお、一般質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせをいたしますので、よろしくをお願いいたします。

順番に発言を許可いたします。

1番、酒井右一君の一般質問を許可いたします。

1番、酒井右一君。

〔1番 酒井右一君 登壇〕

○1番（酒井右一君） 通告のとおり一般質問を行います。

1番、酒井右一。

質問1、只見町克雪対策事業補助金（要綱）について。只見町人口ビジョンでは将来不安が非常に大きい。特に、雪対策に対する不安が顕著であります。制度発足当時から、だいぶ長期間の事業であります。近年、要綱が改正された経過もあります。そこで、以下のことについてお伺いいたします。一つ。この補助金制度の事業の評価、結果についてお伺いします。その評価はどのような機関によって行われましたか。3番。この補助金制度、事業規模の見直しはあるか。

2、上下水道の将来の見通しについて。只見町人口ビジョンを基に考えると、近い将来に

収入と支出の不均衡が生じる懸念がある。人口ビジョンが想定する人口の将来展望。34ページに書いてありますけれども、各年次を踏まえた見通しをお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） おはようございます。

1番、酒井右一議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、克雪対策事業補助金についてであります。項目ごとにお答えをいたします。

まず、補助金制度の事業評価についてであります。本事業は平成24年度に制度化されて以降、25年度に非住家の屋根雪止め、27年度に非住家の屋根改良をそれぞれ補助メニューに追加するなど、状況に応じて要綱を改正しながら対応してきたものであります。実績としては、昨年度までの6年間で屋根改良事業が235件・補助金額5,411万4,000円、危険屋根改良事業が76件・補助金額2,967万4,000円、住宅消雪設備事業が44件・補助金額1,084万2,000円、非住家屋根改良が5件・補助金額145万円、合計360件・補助金総額が9,638万円の事業を実施してまいりました。これまでの実績を踏まえた事業評価としては、落雪しやすくするための屋根改良事業の実績が全体の65パーセント、片屋根に改良する危険屋根改良が21パーセントで、合わせて全体の86パーセントが屋根改良事業となっており、屋根の雪下ろしの軽減と落下防止、屋根落雪危険防止と雪処理の軽減などで大きな効果があったものと評価をしております。一方、住宅消雪設備事業については、44件の実績で全体の12パーセントと利用が少ない状況であります。課題として認識をしております。

次に評価の機関についてであります。毎年度の補助金効果調書及び実施計画において事業実績と評価を行ってきたところであり、その結果等も踏まえてこれまで2回の要綱改正を行ってきたところであります。また、今年度スタートしたプロジェクトチームにおいても、豪雪対策の更なる充実が提言されているところであります。

次に、補助金制度の見直しについてであります。本制度は本年度限りでの終期を想定しておりましたが、今般の異常気象の状況や人口減少・高齢化の進展による克雪対策強化への要望など総合的に勘案し、補助対象メニューの追加や補助金額の上乗せなど一部リニューアルのうえ、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、上下水道事業の将来の見通しについてであります。上下水道は、町民の健康と生命

に関わる重要なインフラであり、将来にわたり持続可能で安定的な運営が求められるものがあります。一方、本町の水道事業は昭和34年、下水道は農業集落排水事業が平成9年にそれぞれ事業を開始したところであり、各事業とも施設整備後、相当年数が経過していること、さらに来年10月には消費税増税も予定されているなど、今後の維持管理コストの増大も懸念されるところであります。反面、料金収入については、人口減少等の影響により使用水量が将来的に減少していくことが予想され、このような社会経済情勢の変化により、上下水道事業を取り巻く経営環境は今後厳しさを増していくものと考えております。このような状況を総合的に勘案し、今後も持続可能で安定的な運営を確保していくため、国から平成32年度までに求められている経営戦略を早期に策定し、長期的な収支状況等を見極めたうえで必要に応じては適正な料金体系のあり方を含め検討をまいります。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まず、答弁書について。この補助制度、只見町克雪対策事業補助金のこの補助制度について、本年限りで終期ということが書いてありましたが、これは大変びっくりしたことであります。本年度限りとした理由は、どのようなことで本年度限りとしたわけでありましょうか。後段に新しいメニューを追加ということを書いてありますが、雪対策については毎年同じ、繰り返し雪は降る。そういう中で本年度限りとされた、その時の判断は如何様な判断であったでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） これまで本事業、平成24年度から実施をしております、その実績からして、平均的にあの、この事業実施をされてきてましたが、一旦立ち止まって、この制度内容を見直してみようという時期を今年度に設定していたということでございます。表現としては終期をとというふうに表現しておりますが、いかなる事業も終期はございますので、終期イコール見直しの時期というふうに考えてございました。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 事業には、この町独自の政策であって、いわゆる奨励補助ないしは継続して行う奨励補助でないもの。ことにその、毎年雪が降るという状況においては終期が、終期というのは終わりの時期という意味でしょうかね。そうだとすれば、この雪対策に終わりはないんでありますが、これを終期とした理由は何でしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 本克雪対策事業の、この制度。この制度については、先ほど申し上げたように、一旦区切りをつけて、終期という形でここで見直しをかけるということで、終期というふうな表現をしておりますが、繰り返しになります。見直しの時期、雪は毎年降ります。その対策はとってはいかなければなりません。本制度の見直しの時期というふうな意味合いで終期というふうに町長のほうで答弁したものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 私のほうで、誤解、極解をしたんだと思いますが、いわゆるこの雪対策補助金というのは、一応、節目節目を迎えながらも、改良・改善されて、継続されるという、そういう意味での、いわゆる節目というふうにご考慮よろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） そのような認識で、私達のほうも考えてございました。ですので、この町長答弁にもありましたように、これまでの実績、効果。それから課題を総合的に勘案しまして、今後、この制度のリニューアルを計り継続をしていきたいというふうに町長答弁申し上げました。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、これはあの、非常に安心したところであります。これを中継されて聞いておられる皆様も安心されたことだと思います。

そこで、この答弁内容についてお伺いしますが、44件の実績で全体の12パーセントと、非常に低いのがあの、住宅の消雪設備事業であります。まあ、水を使った消雪ということであると理解しておりますが、勿論、機械、発動機を使った雪飛ばしをする、雪を除去する方法もありますが、近年、ケガが多発しており、重大事故になっております。先ほど奨励補助金といいましたが、いわゆる住民のケガ、あるいは不慮の事故。これを防止するためには、やはり機械を使う。あるいは高いところに登る。この高齢化、少子化の状況の中では非常にこの、住宅消雪設備事業については大きなインパクトがある。そういった課題を予防するという意味では大きなインパクトがあると思います。12パーセントという低い実績が、何故低いのか。これはどのように事業評価されましたか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 町長の答弁にもありましたように、この実績、過去7年です

か、昨年度、29年度まで実績で、このほとんど利用者が屋根改良等の事業を希望されておりました。で、住宅消雪事業については、この要綱の補助内容にもありますように、補助支援額が屋根改良と比較しまして、補助額が少ないと。屋根改良の場合には補助額、補助率は2分の1、事業費の2分の1以内。そして、上限額が30万。また要援護者は50万ということでございますが、この消雪施設につきましては、同じ2分の1の率ではあるんですが、上限が20万円ということ、要援護者は30万円ということでございますが、そういった点も、補助額の低いという点も原因の一つにあったのかなということが一つ。それから、やはりあの、どうしても、地下水を掘って、そして消雪にするということですので、地下水脈というか、地下水の事業費があらかじめ確定しにくいという部分。それから、消雪の水が確実に出るかどうか。場所によっては、そういった見込めない土地もありますので、そういったことで実施を、実施に至らない。そういったことが二つ目の原因かなというふうに考えております。しかしながら、消雪施設についての要望というのは、これまでも多くございましたし、今後も見込めるものだというふうには考えてございますので、こういった点については今後のリニューアル制度の改正見直しの中で検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） これから質問しようとする部分は、まさにこの部分なんですけど、私にこれに取り組んできましたのは経済委員会がきっかけでもありましたし、私自身もやっておりますので。先の文書資料による回答書を私持っております。これは、いわゆる克雪対策事業補助金の2条関係の、要援護世帯ですね。何世帯あるか。これ計算してみますと、高齢者世帯から、皆さん、お持ちにならないんでわからないかと思いますが、一般質問に合わせて当局から資料要求しておりました。この要援護世帯の区分は、高齢者世帯から母子・父子世帯までの4区分ありまして、現在の対象世帯が480世帯だそうであります。これがあの、今現在の只見町の世帯数のうち何パーセントを占めるかということを経験しましたところ、4分の1なんです。要援護世帯。これが実のところ、今年の3月に、私が人口ビジョンを基にして各集落ごとの高齢化率を提示しました。その時の高齢化率に対して、半年余りで実は2パーセント上昇しているんですね。47パーセントぐらいになってます。おわかりだと思います。何を言わんとするかというと、極めてその、高齢者が一冬過ごすには非常に過酷な条件になってきております。それを踏まえて、先ほどの、今後さらに良いものをつくりだ

して継続していくというのは大変良かったんですが、その際に是非検討していただきたい点を申し上げますが、この要綱の第4条の2、要するに消雪設備であります。まさにこの、前段の説明のように屋根改良の場合は事業費の2分の1だと。しかし、下の場合は20万限度、30万限度ということでありまして、ここが非常にあの、この要綱上の問題かなというふうに思っております。

それでお伺いしますが、この事業評価において、この4条の2、この制限についての評価はされたでしょうか。されたと思います。されたという前提でお伺いしますが、この4条の2の事業費。そもそもこの事業費の一般的な、これはあの、井戸の深さもいろいろあるでしょうが、いわゆる一般的な事業費はいくらだという想定で限度額を20万、30万と示されたのかお伺いします。整理して言うと、この2条をつくるにあたっての対象事業費はいくらだと、業者と発注者という間取り交わされる精算額がいくらだというふうに分析されておられますでしょうか。事業評価の結果をお知らせください。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 酒井議員のご質問の確認ですが、この克雪対策事業要綱の2条（3）における、（1）か、すみません、4条の（2）ですね。その融雪、融雪の事業費と消雪の事業費ということでございますか。その実績、これまでの実績でございますが、件数は先ほど申し上げた14件でございますが、平均的にですね、平均的な事業費でございますが、やはりあの、100万円台という金額が大変多く占めてございます。よって、100万、そうですね、100万円台が大きく占めている事業費になってございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 100万円台と言いましても、四捨五入した場合、100万なのか。200万なのか。どちらですか。14件しかないわけですから、さっと見ればわかるでしょ。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） これまでの14件の事業費の総額が6,900万です。ですので、14件で割りますと、490万。すみません。違うな。44か。すみません。大変すみませんでした。平均で170万円でございます。失礼しました。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 1件ずつ四捨五入していけば、200万という数字があるわけです。皆さん、200万を投資して、20万。1割。屋根の場合は5割。要援護世帯であっても3

0万円が限度。非常にその、アンバランスな、実態にはそぐわない、その4条の2項だというふうに思いますが、この点は今度の、つまり一旦終止して、今後新たにつくるという際には、どうされたいと。現状での当局案をお示しいただければ幸いと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） この事業についてのその見直し案でございますが、やはりあの、一つの考え方としては、本制度、この補助事業のメニューの、この部分については、やはり上限を上げる引上げ等を検討することが一つございます。ですので、ほかの事業と、それから補助の割合、実績。それから今回のこの消雪事業の事業費と補助の割合の不均衡さ。そういったところを検討しまして、この内容の拡充を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） つまり、これから検討されるんであって、まだ検討に着手していないというのが率直な答えでありましょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 克雪対策事業につきましては、すでに一旦、担当課の案をもって政策調整会議を開催をさせていただいております。その後まあ、町長等に諮りながら、そして担当委員会のご意見を聞きながら、内容を、制度内容を固めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） いや、だからその、そういう大づかみの話でなくて、この4条の2について問題点が明らかに今されたわけですから、当然その、今年度の終わりという、そういった制度の中で、この4条2項についてどのような評価をされて、今後どのようにされるような予定なのか。原案をお持ちであれば、ということで問い合わせしていますから、この要綱自体の改正された、冒頭の説明でわかりますから、肝心のこの部分について、どのような改善の具体案を、素案でも結構でもですので、持ち合わせていらっしゃると思いますから、是非聞かせていただきたいというのが先ほどの質問であります。もう一度聞きます。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 克雪対策事業の本住宅消雪施設の補助メニューにつきましては、これまでの要望も鑑みて、そして今ほどの事業費と補助率の均衡、不均衡さ、そういっ

たところも鑑みまして、見直しをするということを検討をさせていただきますので、具体的な補助の金額、そういったものは今精査中ですので、そういった内容、制度改正はするという方向性でございますので、具体的にお示しする段階になった場合にご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） しかしあの、おかしいと思いませんか。この要綱自体は公表されていませんね。一般住民に。公表されているか。いないか。つまり、例規集に挙がっているのか。挙がっていないのか。我々は例規集に挙がっているものを一般公開されると認識しています。どっちですか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 例規集に本補助金の要綱でございますが、結果としては載ってございません。しかしながら、この要綱をまとめたものをお知らせばんであったり、町のホームページで公開しているということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 何故こういう話をくどくどと申し上げているかといいますと、町部局に対して、この4月、こういう陳情が出ておるはずですが、把握しておられますか。陳情書、公文書ですから読み上げます。長浜区長さんがお出しになった、主旨は、公文書ですから、個人の名前を使用してありますので申し上げますが、刈屋洋子宅一軒屋対策のお願いということで当局に陳情が出されてます。出されておりますね。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 同様な要望を町のほうでもお受けしております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） これは議会に対しても出されまして、4月12日に受け付けておりました、再三、現地を見たり、この状況を確認したりしております。それで、現在の課長さんの、委員会出席において、8月28日に経済文教委員会説明資料としてこういうものが出されております。ご存知ですね。この中には、この案件に対して、要望は、この案件ですよ、要望は冬期間の雪対策にあり、一軒屋対策だと書いてありますが、冬期間の雪対策に包含されるという趣旨のことですが、克雪対策等により、地域の課題解消を図るべく、振興センターとも連携をした対応を進めると、こう書いてあります。これは大変重要な説明でした。こ

の説明を基に、議会は、これはもう、これ8月ですから、今年の冬は、この問題は解決されるのではないかということで、議会在委員会審議を経て採択した。これが10月25日に不採択にしました。何故、不採択。今お話になった、一軒屋対策ではなくて町当局の克雪サイドの見直し方針等を聴取した審査。それから集落内、地域内の支え合いで解決されていくものだとということで、そういう理由を議長に報告して不採択されました。まあ、私は当然、これ8月の出来事ですから、当然そういった見直しが今シーズン、冬から適用されるものと期待しておりました。これあの、条例でないものですから、要綱でありますから、いわば訓令ですよ。長が訓令を発すれば、それで機能するんです。非常に、いわば短絡的な命令系統の中で行われる事業なんですね。何故このように遅れたのか。今シーズン間に合わないのか。今お伺いしたように、肝心要のその、いわゆる要綱2条の2。ここのその概要さえも答弁できないというのが、極めて異常だと思わざるを得ませんが、何故今だにこれが要綱改正されないのか。申し上げておきますが、条例でないですよ。これ。訓令ですから、やる気になれば1週間もあればできることですよ。何故、まだこのシーズンも、480世帯もの皆さん方が難儀しなければならないのか。この経過を納得できるように説明いただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 克雪対策事業につきましては、年度当初から、この年度当初から、もう既に、4月・5月から、本制度、現制度において、当初予算をいただきまして、町内に公募をしまして、この事業を実施しているところでございます。で、平成30年度においては、6月補正、それから9月補正で

○1番（酒井右一君） 新制度になんでできねえのかって聞いてんだ。

○農林建設課長（渡部公三君） そのように事業を、事業費を、事業要望がございまして、実施をしております。現在、今年度42件、この事業を実施してございます。やはり今年度においては、現制度における事業を実施をし、冒頭、町長答弁あったように、これまでの事業の成果と課題を今年度、総合的に勘案して、そして制度の見直しを図ろうということでございますので、今その制度内容の見直しを検討しているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 納得できる答弁をしてくださいと言ったはずです。昨今、一日費やして議論した、布沢の橋。待ち時間なしでやっていますね。こういうその、もう、お年寄りで、困り果てて区に頼んで、そして、なんとかしてくれと、議会は当局案があるようだから、そ

れで納得しろと言ったんですよ。で、実際に、この、陳情でありますから、名前も書いてありますので名前申し上げますが、この方は、今の要綱ではとてもお金がないのでできないと。こう言われました。これ委員会の現地調査の際に言われたことですから記録はありませんが、要は、今の補助制度で20万、30万もらっても、200万から掛かるものに対して金がないということです。それがすでに8月の時点でわかっているわけで、なんで今まで改正されないのか。これ、言ってることわかりますよね。そしてこれ、条例でも何でもありませんよ。要綱です。規則でもありません。要綱です。訓令なんですよ。訓令というのは、いわゆる長の方が令達、指示をします。そうすれば機能するものなんです。これだけ単純なことを何故今まで放っておかれたのか。そこがわからないから聞いております。もう一回。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 今年度の経過も、勿論、承知はしてございますし、そういったあの、住宅の消雪、除雪。様々な要望も受けてございます。そのためにこの克雪対策事業があるわけでありまして。今回、要望いただきました件も含めて、これまでの要望と課題を整理しまして、そしてあの、ニーズに応じられる、今の課題にどう向き合って解決できるか。この克雪対策事業の今、見直しをしております。ですので、これはあの、何故やってないのかでなくて、今、結果はお示しはできませんが、それを進めておりますし、先ほど申し上げたように、もう政策調整会議で案はまとまってきつつありますので、まもなく公表させていただいて、担当委員会の皆さんともご協議させていただきたいというふうに思いますが、今そういった段階ですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、町長はあの、マニフェストを、選挙の際に公表されませんでしたから、ここにどう書いてあるかわかりません。しかし、歴代の町長は情報の開示。これについては、非常にこう、大切なものと思ってまいりましたし、私も10年前まではそっち側に座っておりました。非常に神経を使ったものであります。何故、遅れたのかということに対して、公開できない。まだ話ができない。しかし、経済委員会では、一連の経過をたどりながら、当然、素案の段階で協議があるという前提で審議をしております。検討を重ねてきておるといふのであれば、今は本会議の場でありまして、重要な議事録となりますが、委員会だって重要ですよ。だけど、しかし、8月25日に検討しておるものが、何故今シーズンに間に合わなくて、しかもその検討内容が委員会でも説明されない。これはどう最真目に

みても、今、素案がないというふうを考えざるを得ません。8月25日に、このような説明をされた後、検討して出しますと。検討して委員会協議しますと言われましたね。この件、1回もなかったですよ。委員会に出す。さらには、もっとよく考えれば、新しいメニューが今シーズンに間に合って然るべきだと思うから腹が立つ。年寄りはもう、年寄りというか、表現悪いですが、ここに書いてある要援護世帯の方々というのは、一冬一冬が本当の正念場なんです。立ち止まって考えている暇ないんです。この辺、率直に、委員会に説明できなかった。そして今も内容を説明しない。情報開示の重要性を踏まえて、せめて委員会に説明をしてほしかったんですが、委員会にも説明しない。その点は何故なんですか。ないからじゃないですか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 今年度、克雪対策事業は、先ほど申しあげました30年度、現制度で既に実施をしております。年度途中で制度を変えるということは整合性が保てません。また、そういった制度改正は新年度からという町の考えもございました。よって、それに向けて制度改正を今進めているところでございます。委員会に説明が遅れているといった点についてはお詫び申し上げますが、直近の委員会では報告できるように、今進めておりますのでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 今の答弁は、いわゆる執行機関の長ではなくて、説明員でありますので、こういった、毎年訪れる。雪が降る。そしてこの制度が改正されるということに、年度というものは関係ありますか。この雪が降るシーズンに合わせて改正されてしかるべきではないですか。それはつまり、年度が変わらないと制度が機能しないなんていう、そんな法令なり、凡例なり、例示なり、何もないです。ましてや、只見町は通年議会であります。補正予算も出せば通るはずですよ。それを踏まえて、年度内ではだめであって、新年度からという理由、とてもわかりませんが、これについては今の説明員の答弁が、執行機関の長として本当にそういうことでいいのか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 行政の中で、住民の対策として取り組んでいく中で、一つの制度は、基準といいますか、そういったものは必要になってきます。そういった意味で、年度で物事を考えていくということは従来やってきた内容です。例えば、こういった大衆の中で多くの

事業、年度途中でコロコロコロコロ変えること自体が住民に不安を、惑わすことにもなりますし、平等性に欠く問題も出ます。年度当初に、今年度はこういう形で取り組んでいきますということを基準として議会に説明をして予算も取ってるわけです。それを年度途中で変えるものと、変えられないものといえますか、そういったところを想定していきますと、この克雪対策事業については、その個々のケースによって年度途中に変えて、また4月に遡るといふ、他の申請者とのバランスもあります。そこはきちんと毎年度、補助事業については新しく出した時に3年で見直しをしながらくるといふ、今までの只見町の行政執行の基準があります。そういったところで、過去6年の間、3年ごとに見直しをして進めてきて、今度、その3年で一区切りというところを、さらに継続をして31年度から内容を充実させて執行するということを町民の皆さんに示しながら取り組んでいくという行政上の執行の基準についてはご理解をいただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） そんな基準は見たことがありません。こういうその、年度を通してやらないもの、シーズンごとに繰り返されるものは、これは趣旨が違います。それは原則としては会計年度というものがありますから、事務的に考えれば、会計年度の中のものは会計年度なんでしょう。しかし、予算は会計年度で組んだとしても、このようなシーズンにおける出来事が始まる以前というのは年度関係ありません。行政が年度によって行われるというようなことがあれば、明文化されたものがあれば、お伺いしたい。会計年度はありますよ。財政年度。こういった要綱が、年度を基準にして考えざるを得ないというものがあればお示しいただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 要綱上の中で、例えば12月以降というような形で決められているものであれば、これは制度的にそうですが、あくまでも補助基準としては年度で決められると。ただ、福祉灯油のような一時的なものについては途中からできても、こういった長期的に想定する事業については、年度途中ということは特別な、大災害とか、大きなものがない限りは継続させていくべきと。そうでなければ、行政は混乱してしまうというふうに私は考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 私は考えるでなくて、どのような例文に出ておるのか。我々が見る機

会ある、できるもの。町長の頭の中見えませんので、それを聞いたつもりです。これ以上やめます。時間がなくなっていました。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） すみません。先に私のほうで、消雪のこれまでの事業費の平均を、先ほど170万というふうに申しあげましたが、すみません、計算の間違いでございました。120万でございますので訂正をさせていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 二つ目の質問できないでしまうわけですが、とにかく、はっきりした存念を聞かせていただきたいが、今年度が無理だということは、会計年度の話でしょうから、4月1日から新年度になります。新年度から新しい要綱が、要綱でいいのか、規則でいいのか、条例であるのかわかりませんが、できると。そして、この第4条の2については見直しされるという、質問に対する理解でよろしいでしょうか。私は町民を代表して聞いております。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 克雪対策事業補助金につきましては、新年度から新たな形で、要綱全体の中を見直しますという意味です。4条の2だけを指されておりますが、私はそれ以外の分も含めて見直しをかけていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 高齢化率の進捗、単身世帯の増幅。そういった中で益々、この制度の重要性が高まってきております。税金を預かって適正に執行していく。そういった立場でありますので、これは公平公正に、そして住民側に立った、住民に沿った、最近、沿ったという言い方がありますが、住民に沿った改良をしていただきたい。全体改良して結構です。狭めて解釈するのではなくて、拡大解釈して行って、良かったと言われるような、そういった制度にしていきたい。

続いて、この問題しか、やるほかなくなりましたが、8月25日に委員会で答弁された説明員は、振興センターと相談しながらということでありましたが、振興センターというのは、これはあの、不採択の理由の中にも書いてありますが、地域の助け合いといったような中で、地域連携の中でという表現がありますが、これはあの、これは振興センター長に聞くしかないですが、こういった件について、どのような連携を組まれるか。そして、連携を組む際に、

どのような、皆さん方と、協力者でありましょうが、連携をとると。現時点においてどのような相談をされましたか。

○議長（齋藤邦夫君） 振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） すみません。よくわからないんですが、今回のその消雪関係に対しての連携ということによろしいでしょうか。

○1番（酒井右一君） 勿論。

○振興センター長（梁取洋一君） 一応あの、農林建設課の担当の方とお宅を訪問しまして、現在の補助事業の説明を一緒に行ってきました。その後、持ち帰りまして、当時は予算がございませんでしたので、9月補正で予算を計上するので、是非、井戸掘りを考えていただけないかという話を、これも農林建設の職員と一緒に行ってきまして、それでも負担が多いのでできない。掘ってみないとわからないということで断られて現在に至っております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 私の質問の仕方が悪かったです。いや、これも良かったです。刈屋洋子さんがそういう返事だったということです。私言ってるのは、新克雪制度の活用や集落内の支え合いで解決していくというふうに、まあ、理由として、不採択の理由として書いてありますから、これは何故こういう表現になったかといいますと、8月28日ですか、の陳情、8月28日の陳情書に、地域の課題解消を図るべく、地域連携をしながら、地区センターとも連携すると、こう書いてありますから、今の個人の方以外に、どのような方と、どのような連携の約束をされておりますか。それを、地区センターの仕事として今度はお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） 刈屋さんの場合、すみません、個人名を言って申し訳ないですが、集落のほうに属されているということではなかったような気がしまして、家族等お話を聞きましたらば、お子様は町外に出ていらっしゃる方でした。

○1番（酒井右一君） 刈屋さんの場合は、もう終わり。地区センターの仕事として、この住民連携って、どういう形でやる。

○振興センター長（梁取洋一君） 一応、地域の区長さんを中心に、そういった課題を、全体的なことを話をすれば、拾い上げていただき、地域で解決できないものは私達も相談に乗って行って、一緒に解決を見出す役目をしなければいけないと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） まあ、2 番の上下水道の将来見通しについて、できないでしまうわけですが、いわゆる、これは従量制の料金体系ですから、この従量制というのは、人の頭数がどのくらい使うかによって出てきます。インフラ設備の状況が現状と変わらずに、分母が減っていった場合、勿論、分子も減るという格好になりますから、当然、今の維持をしていくには、使用量をもって支出に充てると（聴き取り不能）崩れます。これが崩れるか、崩れないか。崩れるとしたら、いつ崩れるのか。それが人口ビジョンという年次の中にあるのか。これをお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 人口ビジョンによります人口減少率。こういったところから簡易水道の給水人口。こういったところも割り出す必要はございますが、これに比例する事ではございませんが、人口ビジョンの5年間の減少率というのは、ほぼ91パーセント程度。そして、給水人口の予測による減少率というのは93パーセントほど見込んでございます。よって、今後、この料金収入というのは、それに推移した形で落ちてまいります。落ちてまいります。この安全安心。命に繋がるこの水の供給を確実にやっていくためにも、町長が答弁されたように、将来の経営戦略において持続可能な安定的な水道事業を確保するために、具体的に今後、消費税のアップもありますので、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） まあ、ちょっと時間を、1 件に取りすぎたので、終わるとします。

先ほど申し上げましたが、4 条の2のようなことが理由によって、要援護世帯の方々があきらめざるを得ないようなことであっては、制度の本旨を忘れたものになってしまいますから、なんとかこれを、拡充、消雪も、井戸水だけが水ではありませんので、近くの用水からポンプアップするという方法もありますし、手法、いわゆるこの事業規模ですね、事業規模をもう少し使いやすくしていただくことを望みます。まず直近の委員会での内容説明をお伺いして、私の説明を終わります。

この件については、事後、人口ビジョンとともに私のライフワークにしていきたいと思えます。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 克雪対策の事業につきましては、原案が固まり次第、速やかに担当委員会にご相談をさせていただきまして、新年度から、その新たな改正によつての克雪対策に取り組んでいくというようなことで進めたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） すみません。新年度というのは、31年4月1日発行ですから、その点、念を押しますが、新年度から考えておいていいわけですね。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） それを目指して進めてまいります。

○1番（酒井右一君） これで終わります。ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、1番、酒井右一君の一般質問は終了いたしました。

暫時、議長、副議長と交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議長交代 議長退席〕

○副議長（酒井右一君） 引き続き一般質問を続行いたします。

6番、中野君の一般質問を許可します。

6番、中野君。

〔6番 中野大徳君 登壇〕

○6番（中野大徳君） それでは、通告に基づき一般質問をします。

質問の内容。質問。1点でございます。地域医療の充実や介護サービスの安定的な供給についてというタイトルです。町民が健康で豊かな生活をするためには、地域医療の充実や介護サービスの安定的な供給が必要不可欠だと考えます。そこで、2点、お伺ひいたします。人口減少と少子高齢化社会の中で、診療所や介護サービス安定のため、町としての具体策をお伺ひします。2点目。医療、介護スタッフを維持、確保できなければ町民に不安と負担を負わせることとなります。町長の考えをお伺ひいたします。

○副議長（酒井右一君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 6番、中野大徳議員のご質問にお答えをいたします。

地域医療の充実や介護サービスの安定的な供給についてであります。現在、診療所の医局スタッフについては、医師4名、看護師14名、看護補助3名、放射線技師1名、医療技師

1名。これは兼務になっております。歯科医師1名、歯科衛生士2名、歯科助手2名を配置して運営をしております。また、介護施設については、それぞれ国の基準を満たしたスタッフ体制で運営をしております。それらの診療所や介護施設の安定的なサービスを維持する上で最も重要なことは、必要なスタッフの確保であると認識をしております。診療所については、スタッフ全体の年齢構成も考慮しつつ、今後の退職予定者の補充に関して診療所と協議しながら対応を検討しております。介護施設のこぶし苑、只見ホーム、あさくさホームについても、運営主体の南会津会がスタッフの確保に苦慮されております。そのような中、こぶし苑については作業療法士の中途退職により、本年度から実施している訪問リハビリの休止や通所・入居者のリハビリ回数減など、利用者の皆様にご不便をおかけしている状況でございます。また、調理業務については、診療所と介護3施設のいずれも業者委託しておりますが、受託業者にて人員確保の課題を解消できないことから、本年度限りでの撤退の申し入れがなされております。特に、こぶし苑における調理については、施設利用者のほか診療所の入院患者分も賄っており欠食できないことから、診療所も含めて受託業者との協議を重ねているところであり、今後の対応に苦慮しております。町といたしましては、このような厳しい状況の中、地域医療及び介護サービスを安定的に供給していくため、診療所や介護事業者等と情報を共有しながら、引き続き必要なスタッフの確保に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（酒井右一君） 再質問。

中野君。

○6番（中野大徳君） 医療関係のスタッフ。まず、平成の29年度に、訪問看護事業を廃止なされました。訪問看護、介護ではなくて看護です。訪問看護ステーションは平成17年度に、町民のために開所なさいました。で、これをおやめになったと。その理由は、常勤の看護師を確保できない状況となり、それ以来、朝日診療所の院内訪問看護ステーションで対応なさるという説明でした。そして、独立型の訪問看護ステーションの事業所を設置せず、診療所内での体制により訪問看護を実施することから、29年の3月会議において設置条例を廃止なされました。これと同じく、同じくではありません。今度は訪問介護です。訪問介護。今年の当初、本年度の、まあ、はっきり申し上げれば、目新しい政策はなく、私は訪問介護、これは新しい政策で町民のために良かったなど、そういうことで説明を受けてスタートなさいました。しかし、この前の総務委員会の説明には、一時休止なさると。一年も、まあ、は

つきり言えばもたなかったというか、この原因は当初、町職員2名と南会津会の臨時職員2名で対応して訪問介護をスタートしましたが、退職や体調不良により、一時休止の状況となった。当面、これ、訪問看護と同じです。施設内リハビリの取り組みとすると。尚、南会津会では理学療養士または作業療法士1名を募集中であると。これ、総務委員会の調査報告書の②番であります。現在募集はしているものの、通所リハでは回数制限の状況にあり、スタッフの充実が重要であると。これ、初日に委員長のほうから所管事務報告をなさいまして議決されておるという状況でございます。そこでお伺いします。いずれも理由は、医療スタッフの欠如が原因であります。そして現在募集なさっていると思います。おしらせばん等でよく見ますが、医療スタッフの看護師及び介護スタッフですか。これは、課長、いつ頃から応募なさって、現在も募集中であると思うんですが、募集の期間、それから募集の状況教えてください。応募の状況。

○副議長（酒井右一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 介護施設のほうの募集関係につきましては南会津会のほうで実施しておりますが、今年度、前期の募集につきましては、9月、ちょうどはっきりした日にちは記憶になくて大変申し訳ないんですが、9月頃から10月頃までの募集ということで、前期の募集では看護師と介護士の募集がされてございます。それで結果としましては、看護師のほうは応募がなく、介護士のみの応募というふうに伺っております。そして、後期の募集についてですが、そちらにつきましては12月25日までということで来週末までの応募期間ということになってございます。そちらの募集の職種につきましては看護師と理学療法士または作業療法士ということで応募がなされております。理学療養士・作業療法士につきましては先ほど議員おっしゃいました、こぶし苑のほうの退職者がございましたので、その補充ということでの応募でございます。で、まだ応募期間中ではございますが、現在までですと、看護師のほうにつきましては応募者が今のところございません。で、理学療法士または作業療法士のほうにつきましては、こぶし苑のほうには問い合わせがあったというふうには伺っておりますが、まだ正式な申し込み、応募は聞いてはいない状況です。

○副議長（酒井右一君） 中野君。

○6番（中野大徳君） スタッフの安定的な、その確保が必要であるということは、皆さん、百も承知のことです。で、欠員が出たから応募なされた。結果、看護師、理学療法士、作業療法士は現在のところゼロであると。この状況をどのように分析なさっていらっし

やいますか。

○副議長（酒井右一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） そういった専門職の方々につきましては、以前、診療所のほうの看護師の募集の時については、町のほうで保健福祉課が担当してございますが、医療関係の奨学金がございまして、そちらのほうの借入れをされた方に対しまして、その時は診療所の看護師でしたので、町のほうの看護師を募集してますということでご案内は差し上げた経過はございます。今回につきましても、町のほうのその奨学金を利用された方で、理学療法士や作業療法士の方、介護職の方等々ございましたので、そういった方々につきましては、直接町のほうで、南会津会の関係もございまして、ご案内というわけにはいきませんが、個別に連絡等は取らせていただいている状況ではございます。そういった形で、そういった専門職の確保については町側としても努力の必要はあるものと考えております。

○副議長（酒井右一君） 中野君。

○6番（中野大徳君） まあ、医療関係の、これは診療所ですか、特別委員会の中で資料いただいております。正規の職員と臨時等を含む職員数という資料でございまして。これを見ますと、医師は4名。看護師は今14名。正規の職員は11名。看護補助3名いますが、正規職員はゼロ。放射線技師は1・1でございまして。医療技師も1・1。歯科医師、正規の職員はゼロ。臨時を含む職員数で1。歯科衛生士、正規の職員ゼロ。臨時で2。歯科助手、正規の職員ゼロ。臨時2。あとは事務長と事務員ですから、これは正規の職員でございまして。トータルしますと、35名。54名。正規と臨時で働いていらっしゃいますが、35名の方は臨時職員でございまして。約半数の方は臨時扱いで働いていらっしゃると。そして、正規の方と同じ仕事をなさっているということでございまして。これ、実はその、こういった介護職というのは横の、横といいますか、例えば、作業療法士同士とか、看護さん同士とか、そういった情報が密でありまして、これ、僕はこの同じ仕事をして、まあ、格差ではないですけども、格差と表現します。手当においては。これが集まらない原因になっているのではないかと推測しますが、どうでしょう。

○副議長（酒井右一君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 専門の方の、その募集の関係ですが、町が募集する場合、正式にですか、採用試験等の形でやるのは正規職員です。そして、臨時職員につきましてはおしらせさん等の中で公募したりしておりますが、その雇用の条件だけではないというふうには私は考

えております。そういった意味である、現在、専門職の方の全体の、全国的な中での対象者数といいますか、そういった中では若干厳しい中でのことだと思いますし、それと、毎回といいますか、試験制度についても、いろいろ考慮しながらやっているつもりなんですけど、その点については、例えば看護師の場合、前回、医師との議論の中で私達も協力しながら、もしその道があればということでご意見もいただいたりしておりますので、そういったことを踏まえながら、今後は対応していきたいというふうに思っておりますが、現実的にあの、専門職については、なかなか応募者がいないということあるんですが、できるだけその辺は南会津会のほうと、それから診療所については町ですので、そういったところを進めながらやっていきたいと思っておりますが、正規職員として募集を予定しても集まらない状況にあるということにはちょっとご理解をいただければというふうに思います。

○副議長（酒井右一君） 中野君。

○6番（中野大徳君） 多少、町長の見解と僕の見解は違うと。以前もお話、質問させていただいた時にも、今もそう思ってます。それです。今回、実は介護を受けてる方から、たまたま電話受けまして、ちょっと話聞いてくれということで伺ってまいりました。その方はたぶん通所だと思うんですが、リハビリを受けていらっしゃる方でした。もう、行った時には、なんかこう、目から涙が出ているような状況で、何かあったがやということでお聞きしたところ、いや実はもう受けれなくなったんだと。リハを。で、なんでだやと聞いたら、先ほど言った、要するに、リハスタッフが減ったために、自分はたぶん、介護度か支援度が低かったほうだと思うんですが、それ以上に重い方をリハビリしなきゃならないがために、その方は外されたと。で、その支援を受けてる方は、やっぱり足が痛くて、どうしてもリハで治したくて、そして唯一、そのリハビリが楽しみで、楽しみというか、もう必死でございました。当然、リハビリは治療ですから、ただの訓練ではありません。作業療法士・理学療法士は治療です。実際に何年も寝たきりの方を起こして、自分の足で歩かせたと。そういう実績もあります。もう自分はあきらめていたんだけど、リハビリのおかげで起きて、自分でトイレに行けるまでになったと。こぶし苑、実際、こぶし苑の方です。もうその人にとっては、もう神様なんていうもんじゃないですよ。もう医者なんていうもんじゃなくて、やっぱり、その時に、そのスタッフは、ああ、やってて良かったと、そういうふうに自分の仕事に満足したそうであります。そういった方を相手になさっているスタッフが、例えば、技術職ですけども、町長のおっしゃる定員もわかります。けども、こういう方は、こういうスタッフは代

わりがないんですよ。代わってその仕事をやることができない。この方にしかできない。治療ですから、国の決めもある。しかも一人20分しかできない。そういった決めもある。ですから、当然、一日に介護する、リハをする時間も、人数も、これは国で決められております。ですからこれを欠けてしまうと、当然、今言った人のような人が出てくるのは、これはしょうがないと言えましょうがないんですが、実際受けてる患者は、そんな事情はわかりませんから、なんで今まで受けられて受けられなくなったんだやと。その理由が聞きたいということでございました。で、私は自分なりに調べて、こういう人がいるから、説明のつかないことではないので、説明に行ってくださいと、ある方をお願いしました。今は納得なされたと思いますが、結局、医療に従事する、こういった技術職の方が、まあ事情は事情で、人数が減ったりすると、直に、本当に困っている方に直撃してしまうという現実があるわけですよ。こぶし苑は、ただ歳をとって、見てくれる人がいないところ、人が行く施設ではないんですよ。あそこは、社会復帰をするための施設ですよ。社会復帰をさせるためのこぶし苑ですよ。ですからみんな、行ってる方は社会復帰が目的で行っていらっしゃるわけです。そして治療を受けてるわけです。そういう人が僕は直撃、こういう事態になりますと直撃してしまう。さっき申し上げた、何年前かに訪問看護を廃止なされた。今回、応募がまだゼロで、これが続けば、今度は訪問介護を廃止せざるを得ない状況になりかねないと思います。町長、どうお考えですか。

○副議長（酒井右一君） 町長。

○町長（菅家三雄君） その状況は承知をしております。ただあの、先ほどの訪問看護ステーションの場合と、今回の通所リハビリといいますか、南会津会のほうのこぶし苑でやっております介護とは若干違うところがあるということだけ私は想定をしております。ということは、訪問看護ステーションは平成、私も当時、町におりまして、17年の時、八巻先生に、医師が1から2しかいないのに看護師が非常に多いと。私が一人か二人という医師体制の中では私達が外へ出ることは不可能だという、その分、看護師に出てもらいたいということで制度を導入した経緯がございます。で、その後、一時期は先生方が4名になり、訪問看護ステーションが休止していたというのは先生に就く看護師の場合と入院患者とか、診療所の内部の問題から休止したということだと思います。それで、その時、私も八巻先生と設置条例を出す段階で、医師が整えば医師ができるだけ出ることも視野に入れて、訪問看護ステーションはなくてもいいんじゃないかという当初の想定がありましたので、私は就任時に訪問看

護ステーションがもう動かない状態になっておりましたので、それならば、また必要なとき提案すればいいということで、一応、条例は廃止をさせていただきました。それとあの、この度の南会津会でのこぶし苑でやっております、そのリハビリの関係につきましては非常に私も苦慮しております、南会津会の施設の中に従来も町職員の作業療法士が入っていたということはあります。それと

○6番（中野大徳君） 今も入ってますよ。

○町長（菅家三雄君） 今も入ってますが、当初もそうです。その中に、南会津会職員と、それから町職員の混在というのがひとつ、課題は中にありました。そういった中で今度の事業の設定については、できるだけまあ、南会津会の職員の中でということで体制をお願いしておりましたところ、南会津会職員1名、それから町職員が1名、退職ということになりましたので、非常に厳しい環境になっております。そういったことで今あの、先生方、こぶし苑の担当先生、森先生ですが、議論の中で、今、町職員の中に有資格者がいます。そういった人の異動も含めながら、今、1月以降に向けてどういうふうにしていくか検討をさせていただいております。それと併せながら南会津会で募集しているものを、さらにまた事務局等を通じながら、お願いをしながら、なんとか補充体制をとってはいきたいというふうを考え、今、当面の課題としてはそういうふう措置をしようとしております。で、そこの辺をご理解をいただきながら、採用等については長期的な中で努力はしていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（酒井右一君） 中野君。

○6番（中野大徳君） 町長、現在、こぶし苑に作業療法士2名、役場職員です。理学療法士、臨時職員です。南会津会の。作業療法士と理学療法士。これは完全に仕事の違いです。ご存じでいらっしゃると思いますけども、作業療法士と理学療法士はリハビリが全然違うんですよ。いいですか。さっき言った、寝たきりの人を起こして、起き上がれるようになって、トイレに自力で行けるように。これは理学療法士の仕事です。これは今回、只見には1名しかいないんですよ。今までは作業療法士なんですよ。作業療法士は、言ったら手先ですよ。だから、口酸っぱくして言いたいんです。今、町長のお考えをお聞きしました。それから約10年前、過労で長期休暇を取った役場職員の作業療法士、あることがありました。町長もご存じだと思いますが。そして、いなくなると、介護は当然できませんから、介護報酬を国に返還しなければならない事態が起きたのを覚えていらっしゃると思いますが、その時はど

うしようもなく、竹田病院に応援を頼んで、作業療法士と、それから理学療法士を交代でこぶし苑が頼んだということもありました。その時、こぶし苑の現場で働く人たちは、このまま、もしいなくなってしまうと、こぶし苑は閉所するしかないよなどと、そのぐらいの現場の声が出たはずですよ。実際に僕は昨日聞きました。そういう、以前、そういうことがあって、喉元を過ぎれば熱さ忘れるではないですけども、これまた繰り返しますよ。たぶん。このままの体制にいけば。またその時に、そうなった時に、また応募かければいいとお思いでしょうが、私、前回、これ、医療スタッフについては先細りになりますよと。このままだと。実際なっているんですよ。今。応募者がいないんですから。これは全国的とはおっしゃいますけども、まだ町で解決できるところが僕はあると思っておりますから、今こうして質問しております。まず、作業と、現場から言わせれば、現場から言わせればですよ、特別委員会で意見書見ましたけども、現場の人だってはっきりそう訴えているわけですよ。このままではドクターさえ、本人が、当局がこのままでは、私さえ辞めたいみたいなことも意見書には書いてありました。ですから心配して質問しているんです。この、なくてはならない、あさひヶ丘。あそこは隣近所の町から見れば、みんな羨ましがらるぐらいの施設であります。見学にも来ます。視察にも来ますよね。あれだけ集中させて。建物も良い。ドクターも4人もいる。しかし、そこで働く人のモチベーションが今の状況では、私はこの先、どうなのかなという不安が非常にあります。先細りにもうなりかけている。もう、こういった不安な状況が出始めている。これは町長の先見の明でしかありませんので、そこをお願いするわけです。町長。

○副議長（酒井右一君） 町長、答弁。

○町長（菅家三雄君） 私もあの、その補充の問題については、当然、続けていく必要はあると思っておりますが、ただあの、こぶし苑の体制の問題につきまして、現在、南会津会職員と町職員が入っているところ、それで、今、作業療法士が町職員の立場で特別会計のほうの作業をしているということになりますと、片や、南会津会採用の看護師もいます。そして、診療所には町採用の看護師という、その一部、こぶし苑の中に介護の分だけが町職員が入って、本来、こぶし苑業務をやっているというところのずれが今、ちょっと過去から出てくるんですが、そういったところを修正していくには、できれば管理をお願いしている南会津会の中の採用のほうに統一できればというふうに私は基本的に考えております。そして、町職員の、資格ある作業療法士については、直接、こぶし苑の中ということではなくて、診療所とか町内に出て行くという、そういった手法がないかということも想定していく必要がある

と思うんです。町で採用するとなると、一施設の目的ではなくて、町全体のことに携わっていただくということを想定するといいますか、そういった形の採用の仕方が一番かというふうには思っておりますが、現実的にはこぶし苑の中が、そういったことによって療養給付費がつくということもありますので、ほとんど職員のほうはそちらに行っております。それは今すぐに変えようはありませんので、とりあえず今、その直接介護に携わってないといいますか、診療所の介護のほうには携わっておりますので、そういった中での異動が可能であればということと、先ほど申し上げましたように、あとはそういったところ、どういうふうにしていくかを踏まえながら、南会津会なり、診療所の看護師等については町のほうで考えていくというような形をひとつの基本としながら、この後、こぶし苑の介護のあり方についても検討していきたいというふうに思います。

○副議長（酒井右一君） 中野君。

○6番（中野大徳君） 議会のほうでは、今般、特別委員会設置しました。で、初日に委員長発表なされました。その3番の項目、皆さん、ここでお聞きになったと思いますけども、安定した医療の提供についてという項目の中に、当然、今日の医療関係の職員の確保は官民間問わず厳しい状況にあると。これはわかります。大変、確保は困難を極めて、看護師、理学・作業療法士など、只見町の保健・医療を支える人材確保の必要は深刻な状態にあると。これについて、まあ、特別委員会では理事者ということでした。理事者は、さらに踏み込んだ、圧倒的な解決方法を早急に図るべきであると。まずは、職員の身分や労働環境を精査し、整理し、関係職員にとって魅力ある職場を提供することが必要であると。これを私達は議決しました。さらに、これはたぶん最終日になりますが、これは国に対する介護保険制度の見直しを求める要望意見書。これも議会から提出する予定であります。この中には、介護保険は国の制度ですから、これ要望します。国に。変更を求めること。これは国に対してですが、町でもできることがありますので、ちょっと読んでみます。必要なところだけ読みます。只見町内には特別老人ホーム云々ありまして、それぞれは介護報酬削減により、施設運営の危機に直面しています。これはわかります。介護施設で働く労働者は、20歳から30歳代が少なく、高齢化の状況にある。施設によっては遠距離の系列から介護職員の応援体制をとり、当面のやりくりをしたり、介護職員不足のため利用サービスを断ることも起きています。また、施設の老朽化対策も財政面で困難を抱えていると。さらに高齢化が一層進展していく中で、高齢者の生活を守り支えるためにも、行き届いた介護保障制度の転換をお願いします。

そして、記、1・2・3あります。その1番、介護従事者の大幅な処遇改善、要請など、人材確保対策を強化すること。これは町にも言えることだと思います。まあ、一応、今回、これまで特別委員会。それから総務委員会。みんな、この問題を提起されております。そして、今申し上げたように、議会のできることは国の介護保険の制度を見直してもらえるように要望書も出します。町長、町のできることを、先見の明を持って対応していただきたい。

以上です。

○副議長（酒井右一君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 現在の福祉制度の中で、只見町における状況につきましては、南会津会に委託しております特老ホーム。それからこぶし苑ということで、今、あさくさホームの運営については貯金がゼロですので、全て町が補填をせざるを得ません。ということは、あさくさホームが出来た時については、療養給付費が極端に国は抑えてきたという、結局、市町村が基金を持っていると同じように、そういった福祉制度の施設についても、積立金が多いというひとつの理由もあると思いますが、非常に圧縮されました。そして、従業員に対する賃金アップも主導して、1万円くらいずつ、2年くらい上がりました。そういった形で非常に経営が苦しくなりまして、今、南会津会で運営している福祉施設もほとんど、赤字が多いです。黒字というのは非常に少ないです。それはまだ基金をそれぞれ持ってますから、当分は大丈夫だと思いますが、基金が底をついた時、そこに設置町村にある福祉施設は設置町村で負担していかなければならない方向にも想定されますので、そういったところを見通しながら、只見町の場合どういうふうにしていったらいいか。そして、財政負担といたしますか、その運営に対して、先ほども出ました設備投資、いろんな形であの施設を運営していくうえには維持費もかかります。そういったところを我慢することなく、できるだけ財政負担のほうで対応できることも視野に入れながら、今後の将来を見通しながら対応していきたいというふうに私は考えております。

○6番（中野大徳君） 終わります。

○副議長（酒井右一君） これで、6番、中野大徳君の一般質問を終了しました。

暫時、休議いたします。

再開を1時といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○副議長（酒井右一君） それでは、午前に引き続きまして会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

10番、山岸国夫君の一般質問を許可します。

10番。

〔10番 山岸国夫君 登壇〕

○10番（山岸国夫君） それでは、通告書に基づきまして一般質問いたします。

一つであります。

子育て支援対策として、国民健康保険税の18歳未満の均等割額免除についてであります。国民健康保険税が、協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高くなる大きな要因になっているのは、国民健康保険にしかない均等割、平等割という保険税算定にあります。協会けんぽ及び地方公務員の共済などの被用者保険の保険料は収入に保険料率を掛けて計算するだけで家族の人数が保険料に影響することはありません。町の国民健康保険税の算出のうち18歳未満の均等割を、子育て支援策の一環として免除することについて町長の考えを問います。また、平成30年度での国民健康保険加入者のうち18歳未満の人数及び免除した場合の金額を示してください。

○副議長（酒井右一君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 10番、山岸国夫議員のご質問にお答えをいたします。

子育て支援策としての国民健康保険税の18歳未満の均等割についてであります。国民健康保険税については応能割と応益割でご負担をいただいておりますが、応益割はさらに均等割と平等割に細分されます。その中の均等割の対象者は、本年4月1日現在で670世帯、1,028人の被保険者であり、そのうち18歳未満の被保険者は33世帯、59人であり、18歳未満の被保険者を免除した場合の金額は、7・5・2割軽減後の課税額ベースで139万5,000円となります。議員ご提案の18歳未満の均等割額免除については、実施した場合、子どものいない世帯にも均等にご負担いただくようになり影響が大きいこと、及び協会けんぽや共済組合などについては標準報酬月額から算出されるため、子どもの有無につ

いては関係なく一律での負担となるなど、総合的に勘案し、現段階では制度変更は考えておりませんのでご理解をお願いいたします。なお、子育て支援については、これまでも妊産婦検診の無償化や子宝祝金の支給、子ども医療費助成など力を入れて取り組んできたところであり、本年度からはさらに保育料の無償化を年中児まで拡大したところでもあります。今後も子育て世帯に対しましては、妊娠時から高校を卒業するまで、切れ目のない支援を継続してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（酒井右一君） 山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 一言で言うならば、非常に残念な答弁であります。まったく納得できる答弁じゃないということを最初に申し上げておきます。

その中でいくつか、まず最初に確認でありますけれども、中段頃の、この被保険者18歳未満、33世帯、59人。これ、免除額7割・5割・2割軽減後の課税総額で139万5,000円というふうになってますが、これ、国民健康保険税の、これはあれですか、子供さんは、赤ちゃん産まれて、均等割、すぐかかるようになります。収入がなくてもかかるという、これは制度でありますけれども、そういう意味では、ここの中身というの、7割・5割・2割という軽減は、これ、親の収入がこれに該当して、そして、その子供さんもこういう金額になって低くなるという意味合いですか。そこ中身がちょっとわからないのでご説明お願いします。

○副議長（酒井右一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） この関係につきましては、世帯の収入と家族構成によりまして、それぞれ軽減の割合で対象になるものでございまして、お子さんの人数等も被保険者となりました場合には該当する、人数に該当して、それぞれ積算をさせていただくようになります。

○副議長（酒井右一君） 山岸君。

○10番（山岸国夫君） そうしますと、7割・5割・2割の軽減世帯というのは、この18歳未満の子供さんをもってる家庭、33世帯あるという理解でよろしいですか。

○副議長（酒井右一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） そう理解いただいて結構でございます。

○副議長（酒井右一君） 山岸君。

○10番（山岸国夫君） それでは、ちょっと、答弁を踏まえて質問させていただきますが、地方自治法の第1条2項。これはすぐ、読み上げられますか。

○副議長（酒井右一君） 町長でよろしいですか。

○10番（山岸国夫君） 答えられる人、誰でもいいです。

○副議長（酒井右一君） 総務課長、答弁。

○総務課長（新國元久君） 地方自治法第1条第2項。

○10番（山岸国夫君） はい。

○総務課長（新國元久君） 第1条の2でよろしいでしょうか。

○10番（山岸国夫君） 第1条の2で。

○総務課長（新國元久君） 第1条の2であります。地方公共団体の役割と国による制度策定等の原則というふうになってございます。第1条の2第1項は、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的且つ総合的に実施する役割を広く担うものとするということになってございます。

第2項は…

○10番（山岸国夫君） いいです。

○総務課長（新國元久君） いいですか。

○副議長（酒井右一君） 山岸君。

○10番（山岸国夫君） ここで地方自治体のあり方の基本を述べております。私もこのあり方については、町が只見に住んでいる住民に対して、どういう政策をとるのか。これが大事だというふうに思います。これは町政を担う原点のところだというふうに私は理解をしています。ですから、この間の論議で、立ち止まってとか、いろいろ、公平性とかありますが、ここに主眼を置いた町政を進めていただきたいというのが、まず最初であります。

町長に伺います。全国町村会が会議開かれておりますけれども、この会議には町長、出席していますか。

○副議長（酒井右一君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 大会のほうには出席をしております。あとはあの、広域の全国のはないです。南会津郡の広域のほうに出ております。

○副議長（酒井右一君） 山岸君。

○10番（山岸国夫君） じゃあ、その大会の中で、毎年、町村会で国に対する政府予算編成

に対する重要活動についての要望しておりますけれども、その中でのその要望の中身について、この福祉関係のところについては記憶ありますか。

○副議長（酒井右一君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 大変申し訳ありません。全てを記憶しているわけではありませんので、資料で確認をさせていただきたいとは思いますが、よろしければお願いします。

○副議長（酒井右一君） 山岸君。

○10番（山岸国夫君） 全国町村会の、平成31年度政府予算編成にあたっての重要活動として、今年の11月28日、全国町村大会で採択された内容に基づいて政府交渉を行っております。この中での、この国保税に関するところでは、子供への医療費助成、地方（聴き取り不能）事業を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整については早急に全廃すること。また、子供に関わる均等割保険料、税を軽減するための支援制度を創設すること。ですから、18歳未満の子供の均等割を軽減してくださいというのが全国町村会の決定で政府に要望しているんです。これは、全国的にも、国民健康保険税が高い。ですから全国知事会も均等割を廃止して、政府が、国が1兆円のお金を出して、この均等割をなくて、協会けんぽや、ほかの船員組合。そして、皆さんの入っておられる共済組合などと同じようなレベルにするということが、これ全国知事会。それから全国町村会。これが出しているんです。国に対して。そういう、この制度の矛盾と、そして、国民に対する、この国民健康保険税の軽減策をするように求めているのが全国の知事会であり、そして町村会でもあります。これだけ矛盾が多いわけです。そして、先ほどの答弁書にありましたように、18歳未満の被保険者、33世帯。非常にやはり、低所得者の加入者が多いというのも、この国民健康保険のあり方のところでもあります。そういう点で、私は6月の国民健康保険税の質疑の中でも、基金の活用を訴えて、反対の立場をとりました。ちなみに、29年度決算で、30年度に繰り越した国民健康保険税。それから基金はいくらになりますか。

○副議長（酒井右一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 29年度での基金への積立の分につきましては、890万ほどであったと思います。

あと、繰越金につきましては、1,447万6,000円でございます。

○副議長（酒井右一君） 山岸君。

○10番（山岸国夫君） すみません。基金の残額を聞いております。

○副議長（酒井右一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 基金の残額につきましては、1億352万4,922円でございます。

○副議長（酒井右一君） 山岸君。

○10番（山岸国夫君） 国民健康保険税。繰越が890万。そして基金の残額が1億約300万ということで、これも国民健康保険に加入している皆さんが積み立ててきた金額であります。そういう意味でいいますと、先ほどの答弁にあります、この子供の有無については関係なく一律の負担となるなど総合的に勘案しということでは、私はこの答弁では納得できないものでありますし、基金を活用すれば、これ十分に可能な金額だというふうに思います。すぐにでもできる金額じゃないですか。そういう意味で、ちなみに6月の会議の中で、ほかの自治体ではまだやってないという答弁もありました。で、福島県内では相馬市が今年度から18歳未満、均等割、全額免除しております。相馬市の場合是一部住民について、原子力損害賠償との関係で、その被災者の子供さんについて18歳未満、均等割減額という措置もとったようであります。で、そういう意味では18歳未満のいるお子さん全てについて、今年から全て減額するというような措置もとったようであります。それから埼玉県のふじみ野市。ここでもやはり、国民健康保険税が全体として高いという住民の運動もありまして、第3子から均等割の軽減措置をとるというような制度もとり入れられたそうであります。ここは所得制限ないそうでありますけれども、そういうように、やはりこの均等割という税制のあり方。これは人頭割という明治初期の税制のあり方です。収入のない赤ちゃんにも税金をかける。これほど矛盾した税金はありません。そういう意味では明治中頃にこの人頭割という税制制度そのものも廃止されております。ですから、この高くなっている国民健康保険税。町によっては料ということでもありますけれども、それぞれの都市によって税と料という違いありますけれども、やっぱりここの改善を図ることが今求められているわけでありませぬ。町独自に均等割を全部なくすということ。これは国の法律上もできない制度になっているというのは私も承知しております。これを全額排除、なくせば、大変な金額が、今の資産割、応能割、応益割の中で資産割のところにおおいに被りますから、それは今の段階ではできないと。これは国が制度そのものを変えないとできないということでもありますけれども、町が条例をつくれれば、この18歳未満の、以下の子供さんの健康保険税については無料とするということは、これは可能な措置でもあります。そういう意味で、もう少し、先ほど地方

自治法の第1条の2を読んでいただいたのは、この間、住民に寄り添うという言葉が何度も聞かれました。その基本はこの地方自治法の第1条の2であります。これが根本、原則です。そういう立場から、この問題についても深める検討をしていただきたいと思いますと思うんですが、町長、再度の答弁をお願いします。

○副議長（酒井右一君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 国保税につきましては、先ほど言われましたように、応能割、応益割、資産割の中で、只見町は過去においてこの資産割で、固定資産税の税率が基準より高いということで多くの議論がなされてきた経緯があり、資産割につきましては縮小。そして最終的に資産割を除外して応能と応益という形で現在課税をさせていただいているということですが、ただあの、これは総体的な被保険者に対しての全体の中での公平を欠くためのことでありまして、ということは資産割につきましては、子供達が外へ出て、親御さんが一人で資産を持っているということになると、非常に偏った課税というところから、徐々にそういったところを是正されてきたということをご承知だと思うんですが、今回、18歳未満の特定なところをやるということは、政策的に町がここへ補填をするという制度でないと、この国保制度が矛盾が出てきてしまうということで、基金とか繰越金等については国保の形をとっている中の被保険者全体の中での事業の取り組みですので、その中の特定の分だけを抜き出してしまっただけで軽減をするということは、町の財政負担の中でやらなければならないというふうに考えます。そういった場合、国保と社会保険とかその他のことがありますので、特定の国保対象者のみに出てしまうということがありますので、私としては先ほど申し上げましたように、他の子育て支援の施策もあるかなというふうに考えますので、そういった方向の中で検討をしていきたいということで、ここだけを抽出するにはちょっと難しいかなという考え方でございます。

○副議長（酒井右一君） 山岸君。

○10番（山岸国夫君） 今の町長の答弁。私、納得できません。特定の人ということになると、これ、例えば、町長の任期の中で、今年は保育料の年中者の無償化。で、去年は年長者の無償化やってきました。全体の中から見れば、これ特定の人に、というふうに私は理解せざるを得ません。で、先ほども午前中の議論でもありました除雪保険制度や除雪支援制度。これも受ける人の特定という考え方も無きにしも非ずであります。問題は、困っている人にどう、町が手を差し伸べるか。税の配分というのが町の役目じゃないんですか。これ、全て

公平にたつて、どこを公平に、基準にするのかという問題が出てきます。私は今の制度の中で矛盾があるところ、ここを町が、そういう人たちに気持ちを寄せて、その政策をとる。このことに何ら、特定の人への配慮というような、私は考えをしておりません。町長とはまったく反対の考えでこの問題について提案をさせていただいております。

そういう点で、今回も全然、なんかやる気がないような答弁でありますけれども、さらに先ほどの最初の答弁書のところに戻りますと、最後の4行、これまでの医療費助成。そしてさらに保育料の無償化。子育て世代に対して妊娠時から高校卒業するまで切り目のない支援とってききましたけれども、これは私の9月の一般質問での保育料の無料化求めた答弁とまったく同じ中身の答弁であります。菅家町長になってからのこの子育て支援での前進が見られたのは保育料の年長児と年中児の無償化であります。それ以外については、これまでとられてきた制度であります。そういう点では、今回、全体に広めるつもりはありませんけれども、国保税の軽減措置の問題でありますから、そういう点ではもっと、私は子育て世代の援助ということを行っているんであって、そういう意味からも、もっと市内でも突っ込んだ議論をしていただきたいというふうに思います。ちなみに、もっとやはり、子育てをするなら只見町が子育てしやすいよと、というような町としての、おおいに発信をしていったらいいなというふうに思ってます。ある方と懇談した際に、やはり、子育てに対する町の政策に非常に関心を持っておられる方もおりました。で、他の町だと、保育料がものすごく高いと。それに比べて只見町は低く抑えられているので助かると。これは実際の保育料をみれば明らかでありますけれども、しかし、この国保税の問題でも、もっとやはり早く、この発信していく必要があるんじゃないかというふうに私は思います。先ほど言いました相馬市。それから埼玉県のふじみ野市。これはやっております。ちなみにですね、よく、当局の答弁の中で、他市との状況、全国の状況という答弁もこの間ありました。しかし、この今、一般的に当たり前となっている一般健診、健康診断。これも、今は合併してますけど、昔は沢内村という極めて小さな村から始まって全国に普及して、そして今の国の制度になっている。そして80になっても20本の歯がある8020運動。これも一地方自治体から住民の運動と、一つの自治体からの開始でありました。そして子供の医療費の問題についても、子供さんがやはりあの、おっぱいを、授乳期間過ぎてから病気にかかりやすい。そして医療費も高くなるということで、やはりこれも、あるお母さん方の要望から始まった運動で、そしてこれも全国的に広がってきて、そして只見町は18歳まで無料ということで、全国的には様々、年齢制限

がありますけれども、これもやはり最初は小さな自治体からの、そして国民の声から始まった取り組みでもあります。で、60年前ぐらいには、70歳以上のお年寄りの医療費無料化だった時代があります。これもやはり国民の運動で、そして1970年代、革新都政、東京都や埼玉や大阪、京都など革新自治体が広まる中で、そして多くの国民の世論の運動と相まって、これは無料化してきたという経過もあります。そういう意味では、こういう制度そのもの、やはり国民が運動を起こして、そして、それに声に応える町政が行ってきて、そしてそれが全国的な波にもなり、そして国の制度としてもとり入れられている。こういう歴史があります。その歴史の一步を、只見町、3番目になりますけれども、そういう子育て支援、しやすい町。そのためにもこういうところに手が届くような施策、やるつもり、町長、ないですか。やって、そして全国におおいに只見町はこういう優れた施策をとってますよと。これは全国町村会でも政府に要望している中身ですから、そういう意味の覚悟、町長、どうなんでしょう。そこを町長に私は求めたいと思います。

○副議長（酒井右一君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 山岸議員の考え方についてはわかります。ただあの、私が今回ご提案のあります、国保世帯の18歳未満ということにつきまして、一部という言い方は大変失礼かもしれませんが、そのほかに、他の保険の対象者もいますから、町内にはもっと多くの子供、18歳未満の子供がいます。それを総体的に考えていく必要があるという言い方を申し上げているだけで、ですから、ただ、今回は国保世帯のご質問でございますが、今までのほかの分でもご提案がございました。そういった中で只見町の中で子育てをしやすい、できるだけ、一定エリア、保険で該当しているようなところで分けられるものでなくて、全体にそういった対象の子供がいるようなところについては総体的に引き下げられるような、支援できるようなといいますか、そういうことを考えていきたいというふうに考えております。将来に亘って、こういったあの、ことを、国保制度改革につきましては、国保に対する町なり、市町村の負担が大きいというところから国の制度改正を要求しておりますので、いろんな中での対象項目としては考慮はさせていただきたいとは思いますが、まだ私の中には、もう少し、平等性といいますか、もっと多くの子供達なら、全体の子供達が対象になるようなことを考えていきたいということでございます。

○副議長（酒井右一君） 山岸君。

○10番（山岸国夫君） あんまり、この質問の中身を広めるつもりはありません。今の町長

だと、の答弁だと広めたくなるんですが、私が提案しているのは国保税の18歳未満の均等割の減免についての今回はテーマでありますので、そういう意味では、先ほども申しましたように、何故、私がこれを提案したのかということは、先ほども言いましたように、国保税そのものの金額が、町もそうであります、全国町村会知事会が国に対して要望せざるを得ないような、この制度そのものに矛盾が起きていて、それが加入者への負担増になっているということが最大の問題なんです。ですから、協会健保。それから共済組合など、収入だけで計算するのと違って、いわゆる明治時代に廃止された人頭割によって、これも収入のない赤ちゃんまで税金がかけられるという矛盾した中身から、こういう問題が発生しているというのがひとつにあります。ですから私はこの問題を提起いたしました。そういう点では、なかなか、答弁もこれ以上進まないようでありますので、私はやはり、先ほども言いましたように、子育て支援策として補助していく。金は十分、基金で1億円以上あるわけですから、十分にこれを毎年やっても可能な金額であります。そういう点を強く、実施されることを望んで私の質問を終わります。

○副議長（酒井右一君） 答弁をもって終わりたいと思います。

町長。

○町長（菅家三雄君） 基金の活用等につきましても、現行制度の中と、それからこの後、国保税を算出する中で、相当数、ほかの町村とといいますか、平均的な数字以上な負担が出てくるような場合は、当然、基金等の調整をしながら、平均化を図っていくという努力はさせていただきたいと思いますが、ただ今申し上げましたような制度全体なことにつきましては、全国町村会のほうの要望と併せながら取り組んでいくのと併せて、今後の検討課題の一つとはさせていただきますが、若干、厳しい選択をする必要になるかどうか。その辺はご理解をいただきたいと思います。

○副議長（酒井右一君） これで、10番、山岸国夫君の一般質問を終了いたしました。

引き続き、3番、鈴木征君の一般質問を許可します。

3番、鈴木征君。

〔3番 鈴木 征君 登壇〕

○3番（鈴木 征君） 通告に基づきまして一般質問をします。

大きな1番として、雪と暮らせるまちづくりについてであります。第七次振興計画が策定され、まもなく前期3年が終了となります。五つの施策の大綱で最初に自然との共生を掲げ、

雪を克服して住みやすいまちをつくっていくことを目指す、豪雪地帯でも安心して住めるまちづくりの方策として、雪と共存するまちづくり、道路網の整備と定住環境の整備の主な施策の着手時期について、以下、いくつかを質問させていただきます。①として、前期目標の達成はどうだったのか。着手できなかったのは何故か。具体的に問います。②として、中期以降を取り組むにあたって、計画を達成するための方針を問います。③として、雪対策やインフラ整備は町民生活の向上に寄与するものであれば、積極的に導入し、既存の事業の充実を図るべきと考えるが、町長の考えをお伺いいたします。

大きな2番として、役場庁舎の暫定移転についてであります。駅前庁舎と町下庁舎のそれぞれの進捗状況と今後の見込みについて聞いてみたいと思います。

以上であります。

〔議長 交代〕

○議長（齋藤邦夫君） 議長、交代いたしました。

それでは、町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 3番、鈴木征議員のご質問にお答えをいたします。

まずはじめに、雪と暮らせるまちづくりについてであります。項目ごとにお答えをいたします。まず前期目標についてでございますが、平成28年3月に第七次振興計画を策定以降、様々な施策の計画的な実施に努めてきたところであります。一方、昨年7月の豪雨災害により災害復旧を優先して対応せざるを得なかったことから、雪に負けない地域づくりなど一部事業の着手に遅れがあったことは否めません。

次に、中期以降の計画達成のための方針についてであります。日本有数の豪雪地帯である本町においては、人口減少・高齢化が進展する中、雪を克服して住みやすい町づくりへのニーズはますます増大しているものと感じております。また、広大な面積を有し、自動車が主要な交通手段である本町においては道路インフラの充実は大きな課題であり、併せて除雪体制の整備拡充も図っていく必要があります。これらの様々な課題を解決していくためには財源の確保が何よりも重要であり、引き続き自主財源の確保に努めるとともに、補助金の増額など国県への働きかけを広域的に連携しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、既存事業の充実についてであります。まず克雪対策補助事業については、平成24年度の事業開始から昨年度までの6年間で360件の事業実績を挙げ、町民の除雪作業軽減

と安全対策が推進されてきたところであります。来年度に向けては、これまでの本事業の効果と課題の整理、人口減少・高齢化の進展による克雪対策強化への要望など総合的に勘案し、補助対象メニューの追加や補助金額の上乗せなど一部リニューアルのうえ、継続して取り組んでまいりたいと考えております。また、道路インフラにつきましても、国県道については引き続き迅速な整備を要望しながら、町道の整備を計画的に進めていくとともに、道路除雪においても県との連携を強化し、雪に負けない町づくりに努めてまいりますので議会の皆様にもご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、役場庁舎の暫定移転についてであります。まず、駅前庁舎については、現在発注している工事のうち、屋根関連改修工事については現場作業が完了し年内に竣工検査、電算室電源切替工事も年内竣工の見込みとなっており、県防災無線等の移設も完了しておりますので、小修繕を残し年度内の工事は終了となります。また、町下庁舎については3階の会議室等改修工事が竣工し、現在は外構整備工事を行っております。年度内の発注計画については、12月会議において補正予算をお願いしております旧本庁舎解体工事は年度内に発注し、来年8月までには完了させたいと考えております。一方、町下庁舎については、ピロティ及び消防設備改修を計画しておりますが、これは建築確認申請の許可が下り次第発注し、繰越しするを予定であります。来年度の事業計画についてであります。駅前庁舎については旧本庁舎解体後に公用車車庫を新築、町下庁舎については正面玄関の改修及び屋根雪庇対策に係る設計及び施工を計画しております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） まず再質問に入る前に、今回、私はあの、2件、質問事項としてタイトルは2件でありますけれども、ただ今あの、雪と暮らせるまちづくりについては、只見で長年、私は生活をしておる中で、課題と念願であったものが今回、町長に今、丁寧な説明をいただきました。この件につきましては、私なりに振興計画について再度質問をさせていただきたいなというふうに思います。振興計画というのは、1番議員がいつもおっしゃられますけれども、やっぱり町にとって、この振興計画書というのはトップであるわけであります。一般質問は我々、政策論争、町長とするわけでありますけれども、この振興計画に基づいて行政は動いているものと私は思います。同時に、町長の政策等については、この振興計画の中に大半織り込まれているわけであります。我々議員は一般質問は年に4回。これは権利で

あります。あとの質疑、あれは、等については、町長、議長の提案に基づいて質問・議論をするわけではありますが、そして二つ目のこの役場庁舎については、3番議員また始まったのかとおっしゃられる方もあろうかなというふうに思いますが、私はこの役場庁舎については現在まで4億以上の一般財源、税金を投入されております。私は反対するわけではありませんが、もったいないなという感じでまた質問して、今後もどれくらいあるのか。事業が。金が。ということの後段に質問させていただきたいが、町長は役場に入って、卵から財政等の担当をされておりました。この一般会計で暫定移転を4億以上の金、税金ですよ。なんとかこれ、国県の補助事業等導入できないのかなというふうに常々思っておりました。私はあの、申し上げたいのは、この平成23年の3月11日の東日本大震災において、公共施設の耐震調査をやれということで震度5強の建物については国が支援すると、手当を出すというようなことがありました。それでお聞きしたいのは、最後に町長に様々、財政の問題についてお伺いしたいと思いますが、何故、この事業を導入できなかったのかなと。期限もあるのではなからうかなというふうに思います。まあ、再質問の中でお尋ねしたいと思いますのでご了承くださいなというふうに思います。私はあの、この役場庁舎は、あの3・11の地震の時に、役場庁舎はあちらこちらにクラックが入り、そして危険な状態であって、目黒町長は役場庁舎建設に向かって5年間取り組みましたけれども、最終的には入札不調・不落到終わった経過があります。これはこれとして、暫定移転を一日も早く町職員を安全な場所に早く移転しろというようなことの、合言葉のようになって、全員が認めましたけれども、前町長は、暫定移転は1億以上かかるということで新庁舎を目論んで不落到終わったと。しかし、その後、今の菅家町長と新國総務課長の中で、財政的には非常に理解をもっておられるなどというふうに思っておりますが、なにぶんにも、何月議会にあっても、暫定の金が盛り込まれている。今回も12月予算書見れば予算にあがっております。いくら出せばいいのかというふうに歯止めの掛からない、止まらない、一般財源の食い込みに、聊か私は心配をしております。

ここまでまあ、再質問の前に力みましたが、申し上げましたが、再質問に入らせていただきます。

まずあの、振興計画の中に謳っておりますまちづくりの関係であります。振興計画の第1章に、自然と共生するまちづくりにおける基本方針。二つとして、雪と共存するまちづくり及び基本方針。三つ目、3章、道路網の整備と住民環境の整備についてであります。利雪・

克雪は特別豪雪地帯の只見町の永遠のテーマであり、町民の暮らしに密接に関係する施策でもあると私は考えます。雪国生活の苦勞。昭和の初期から今までの雪対策の変化などの、その振興計画の29ページから31ページまでの主要施策として掲げております。これらについて、前期着手している施策の取り組み状況、総合的でよろしゅうございますので、担当課長の説明をお願いしたいなど。またあの、いろいろ、この件については、振興計画に基づいての質問でありますから、関係する課長は私に対しての答弁をお願いしたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） ご質問の振興計画の雪と共存するまちづくりの中での主な施策、項目的には雪に負けない地域づくりからが私の担当部門かなというふうに考えてございますが、項目ごとに答弁をさせていただきたいというふうに思いますが、まずあの、雪に負けない地域づくりの項目でございます。主には克雪及び除雪対策等についてであります。除雪については、町道、述べ14件にわたりましたの除雪。この除雪体制を確保・維持してまいりましたが、しかし、除雪のオペレーターの担い手の確保であったり、拡充。そういった点がまだ課題であるというふうに認識をしております。

またあの、克雪対策については、午前中の酒井右一議員からのご質問もあったように、克雪対策。これについては制度の見直し、拡充を速やかに実施していく必要があるというふうに考えてございます。

次に、大きな3番目の道路網の整備と定住環境の整備でございますが、まずあの、国県道の整備促進でございます。（1）番目の。国県道の整備促進でありますけども、国道252号六十里越えについては、さらに安定した、ゴールデンウィーク前の再開通に向けての防雪事業の実施や、早期除雪などを県に継続して要望していきたいというふうに考えます。また、国道289号八十里越えであります。八十里越えにつきましては、もう期待が大きくなっております平成35年開通の実現に向けまして、今後さらに議員の皆様のご協力を得ながら国県等に要望してまいりたいというふうに考えます。

次に、31ページの町道の計画的整備についてでございますけども、なんといっても冬季孤立住宅解消のための新たな解消策を今後検討していく必要があるなというふうに考えてございます。

次に、（3）の定住環境の整備であります。若者定住に向けた町営住宅の整備について。

これも検討して進めていきたいというふうに考えております。

以上あの、未実施の事業等、いくつかありますが、今後速やかに実施に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） ご質問のありました道路網の整備と定住環境の整備の中で、空き家活用の部分もごございますのでご答弁をさせていただきたいと思っております。空き家活用に関しましてでございますけれども、ご存じのとおり空き家バンク制度を創設をしております、今現在、4件の登録というようなことで既に事業を着手をしておるといような状況でございます。さらには、空き家改修補助事業につきましても既に実施をしているといようなことで、本年度におきましては1件の交付決定といようなことで事業を実施をさせていただいております。さらには空き家を未然に防ぐための事業の創設といようなことでございまして、こちらについても空き家解体補助金というものが既に創設をしております。こちらにつきましてもは本年度6件ほどの申請がございまして、今既に着手をしておるといようなことでございます。昨日のご質問にもございましたとおり、空き家改修に関しましては、様々、移住定住に係る部分、商工業振興に係る部分といようなことで、今後も新たな制度創設といいますか、改定に向けて、今、担当の委員会とご相談をしながら制度の確立に向けて今実施をしているといようなことで、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 雪を活かし楽しむ地域づくりということで、1番目に只見ふるさとの雪まつりなど、雪を楽しむ観光の促進というのがございます。年明け、今度、47回を迎えますふるさとの雪まつり。これにつきましては継続して只見の一大イベントでありますので実施をしていきたいと考えてございます。

もう1点、雪かきなど、雪国体験、機会創出による交流人口の拡大というものもございまして、これにつきましては、町独自で今、具体的なものがあると、着手できているという状況にはございませんが、湯ら里等、冬の雪見プランといことで、チェックアウトの時間を延ばして、雪国体験をしていただく。あとは冬期間のツアー。観光協会等で組んでいただくツアー等も、若干ではあります、そういったところから着手をしているといような状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 保健福祉課でございますが、29ページの雪と共存するまちづくりの主な施策の、雪に負けない地域づくりの③、高齢者世帯等の除排雪支援体制の充実ということでございますが、歩行型の除雪機械の補助によりまして、今年度も支援事業者50事業者を数えるほどになってございます。今後も引き続き、支援体制の充実には努めていきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 29ページ、(1)雪を活かし楽しむ地域づくりの中で③番、雪の恵みを学ぶ環境教育の実施ということで、各小学校でですね、ESD教育の中で只見を学ぶということで雪の教育をしております。環境教育を実施しております。また、(2)雪に負けない地域づくり、②になりますが、通学路の点検と安全対策の実施ということで、各学校におきまして通学路の点検をしております。安全対策もそれに合わせて行っております。これから冬休みになりますが、冬休みの前にはそういったことを周知徹底してございます。この間ですね、やはり只見中学校の前の、あの道ですけども、あちらのほうは拡幅になったことは大変、教育委員会としても嬉しい事業でございました。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 平成28年から現在まで、3月まであるわけですけども、計画の中で大きな事業、着手できなかったものがあれば、全体の中で一つで結構ですから、どなたでも結構ですから。そのできなかったものを、この3年過ぎて、見直しあるんでしょうけれども、取り下げるような内容であるのか。それとも継続するのか。それとも実施し、そして実現できるよう努力されるのか。その3点について鑑みて、1点だけお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ありますか。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） この振興計画の自然と共生するまちづくり。本章の最大のやっぱり、課題というのは雪と共存するまちづくりにあるかというふうに考えます。やはりその中でも、この雪国の中での克雪対策については極めて重要でウエイトを占めるものかというふうに考えております。この克雪対策については、午前中から一般質問でも意見等いただいております。またこれまでも実施してきました克雪対策を一旦見直しまして、やはりこれからの克雪を、例えば消雪事業等に拡充するなどして、住家、皆様方のお住まいの対策に寄与する。そういった事業でありますとか、今後あの、国道289号八十里越えが開通するこ

とになりますと、冬期間の通行。そういったことから、除雪体制もさらなる強化が必要だというふうに考えてございますので、現在の除雪体制に加えて、そういった、もう間もなく開通するであろう八十里越えの除雪体制も睨んで、除雪オペレーターの育成、支援。そういったものも必要であるし、速やかにそういった制度設計をしていく必要があるなというふうに考えてございます。またあの、併せまして、冬期孤立住宅の解消。これも課題の大きな一つであります。これまでも実施をしてまいりましたが、事業要件に合わない。そういったこと案件もございまして、そういった該当しない箇所の対策。そういったところも併せて克雪対策の一つとして取り組んでいきたい。そうすることによって、この振興計画の、この大きな雪と共存するまちづくりの実現に向かうものかというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 今、担当課長が答弁なされましたけれども、触れられましたけれども、この特別、特にその、克雪対策の冬期間、冬期間の孤立住宅の解消に、ということに触れられました、善処するではだめであって、対象に、最後の言葉が、（聴き取り不能）なんとか、孤立住宅の解消に、やはり、今年できなかったならば、是非とも中期計画の中に押し上げて、努力してもらってえなど。たくさんまだ孤立住宅ありますから。よろしくお願いします。答弁はいい。

そこで、いろいろ、各課長から、それぞれの取り組みと現状を話されましたけれども、最後に、克雪の、克雪ですよ、雪国のハンディをなくし、雪を楽しみながら暮らせるまちづくりをするための町の意気込みとして、町のプロジェクトチームの代表であられる橋本副町長に、感想というか、意気込みをお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 副町長。

○副町長（橋本晃一君） そうですね。プロジェクトチームにおきましても、豪雪対策は大変重視をしてきたところでもあります。主なポイントは二つございました。一つ目は、やはり今、非常に人口減少、高齢化、進展してきておりますので、個々の除雪負担が非常にまあ増えているということが一つ。二つ目は、なかなかその従来の一軒屋対策。オペレーターの不足等によりまして限界点に達しつつあるということ。この2点でございました。私も昨年初めて赴任をさせていただきまして、初めての雪国暮らしということで、町内、いろいろ歩かせていただきまして、雪国暮らしの大変さ、痛感をしているところであります。そのような中、先ほど今、鈴木議員からご指摘ありました、雪国暮らしをいかに快適にしていくかというこ

とで、やはり私、一番重要なのは除雪負担。これをいかに軽減していくかということであると考えております。そこで今回、プロジェクトチームといたしましても、克雪対策の改善を強く提案をしているところであります。また併せまして、現在、除雪オペレーター、高齢化が進んでおりまして、その確保が大きな課題となっておりますので、今後の除雪体制の維持のために除雪オペレーターの確保の支援ということも併せまして提案をしているところでございます。また、雪に楽しむという視点。こちらも非常に重要であります。やはりあの、本町、最大のイベント、雪まつり。これからでございます。私あの、初めて、昨年、雪まつり参加させていただきまして、2日間で5万歩ほど、会場内歩かせていただきました。いろいろ課題なども見えてまいりました。是非その辺の、より楽しんでいただける雪まつりということも併せて皆様と一緒につくっていききたいというふうに考えてございます。引き続き、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくり、力を入れて取り組んでまいります。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） この1番目のタイトルについては、振興計画は基本構想から基本計画。そして実施計画と、議論を重ねて、議会は議決をしているわけですから、この中身を重く受け止め、1番議員いつもおっしゃるけれども、一番、これを基にして、行政は進めていただくほかないわけですから、よろしく願いしたいなというふうに思います。思っている以上の答弁をいただいてありがとうございました。

それではあの、次に、役場庁舎の暫定移転について、同じようなことをお聞きしますが、また今回も12月の補正予算の中に取り込まれておりますので、一問一答方式、議長は望んでおられますので、できるだけ私も簡潔に質問しますので、簡潔な答弁を求めて時間内におやさせていただきますというふうに思います。

駅前、町下庁舎についてを質問しますけれども、暫定移転の関連工事などはいつまでかかるのかと。いつまでかかるのかと。いつになったら、暫定移転業務が終わるのかと。もう少し詳しくお伺いしたいんですけども、簡潔にお願いいたします。一答一問方式です。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 庁舎の暫定移転の関連工事ではありますが、現在、駅前庁舎は先ほど答弁のとおり、30年度分については、ほぼ終了のような状態であります。若干、電源等が残っておりますが、これも年度内完了の予定。そして、来年度であります、これも答弁にありましたとおりであります。今回、12月に旧本庁舎解体の予算をお願いをござい

ます。その完了と合わせて、駅前の県道改良等々と合わせながら、公用車車庫。この位置の決定。そして設計、施工ということで30年度予定をさせていただきます。基本的には暫定移転、駅前庁舎につきましてはそういったところで完了かなというふうに思います。そのほかに施設老朽化に伴います小修繕は発生するということはお含みおきをいただきたいと思います。町下庁舎につきましては、今現在、外構の工事をしております。雪が降ってしまいましたので、ちょっとどこまで駐車場整備できるかという不安はありますが、来客用の駐車場、最大限、優先して施工中であります。職員駐車場等につきましては、場合によっては繰越をせざるを得ない状況かなというふうに思います。併せまして、これも答弁にありましたが、町下庁舎、ピロティー部分、ここの体育館下の部分。そしてあの、この庁舎の下の部分。消防設備等々、あるいは職員玄関等の改修を予定しております。これあの、これも答弁のとおりであります。年度内に建築確認申請下りる見込みがございますので、それに合わせて発注。そして繰越ということで予定をしております。これについては31年度中の完了を予定しております。併せまして残りの工事であります。町下庁舎の残りの工事。玄関部分が残っております。階段がございますので、そこにやはりあの、バリアフリーといいますか、人に優しい昇降口の検討をさせていただきます。その設計、そして施工を31年度中。併せましてその上部の雪庇あるいはこの庁舎下流側の雪庇の対策。これも31年度中の設計、施工を想定しております。町下庁舎につきましても、その他、小修繕、経年劣化等の小修繕残りますが、概ね、31年度中に完了の予定ということで想定をさせていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 今、担当課長は、駅前庁舎の車庫について触れられましたけれども、この答弁の中にもありますが、暫定移転ということ踏まえたうえで、どのようなものを考えて車庫を造られるのかお聞きします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 駅前庁舎の車庫であります。ただ今、議員おっしゃったように、暫定移転ということで事業進めてまいりました。そういったことありますので、できるだけ経費のかからない車庫。こういったものを検討してまいりたいというふうに考えてございます。繰り返しになりますが、県道改良等々ありますので、そういった部分、合わせまして検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 暫定移転の以前に、ここの場所に、旧只見中学校校舎に教育委員会が入っておりました。私の言いたいのは、教育委員会が事務所として使っていたわけでありませうけれども、そこに当時は、齋藤前教育長おられるときには、教育長室、立派な教育長室がありました。今現在は、教育委員会事務室に、次長と机を並べて教育長が並んでおられます。私も用事足したいなということを何回かありましたけれども、町長、今回のに、暫定移転の中で何億もかけてきたけれども、議長室は1回、今の休憩室にあれして、360度変えて、今はその隣に造りましたけれども、教育長は特別職で、部局が違うんですよ。それを、未だに一般職事務員と机を並べておっついていいのかと。議会事務局には、事務局の裏に、同じ部屋に、議長が座っておられるところはただあります。しかし、部局が違って、特別職である。特別職は議員の同意を得てなされる。しかも政治活動もできるか・できないかは教育委員会の規定には大変厳しいものがありますけれども、政治家と教育行政を、先頭に立って、どう変えていくか。どのようにしていくか。町にどういう問題があるのかと、相談に来られて、一般職のところには相談できますか。暫定移転の中でやらなければ、今、3階はたくさん部屋持って、ホテルというか、あるいは病院というか、大変良くできて、ああ良かったなど、金掛けただけあるなというふうに思いますけれども、2階は、2階は産業建設の、あるいは町長、総務は向こうか。こっちか。そういうふうに部屋をとってあるけれども、2階に、なかなか教育長室がないんだろうなというふうに思うんです。造る気があるのか・ないのか。やむなし出張して、時たま来て、休み場に、畳3畳ほど使えばいいようなこと考えておったでは、やっぱり教育に対して、陳情もあろうし、今、中学校、小学校は3校ありますけれども、高校も義務教育ではありませんが、高校まで、それぞれの生徒募集等に力を注いでおられる教育長室ないなんていう、バカの話はねえだ。早急に、造るべきなんだよ。町長でもいい。総務課長でもいいが、計画があるのか。そのままにしておくのかということ、お答えください。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 教育長室についてのお質しではありますが、おっしゃるとおり、従前は旧校長室を教育長室としてお使いをいただいていたということは認識をしております。暫定移転にあたりまして、全体的な面積の配分の中から、大変なご配慮をいただいて、そういった面積、ご協力をいただいたというふうに思っております。心志塾等に活用させていただいているという現状がございます。今後の見通しではありますが、今、鈴木議員お質しのよ

うな、従前のような面積の確保は非常に困難という状況であります。現時点で廊下の反対側に大きな部屋ではございませんが、個室がございます。そこに修繕作業をさせていただいて、どこまで机を入れる、応接セットがどのくらい入るまでは、今申し上げることは適いせんが、そこにそういった部屋、準備をさせていただきたいということで今進めておりますのでご理解をお願いをしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 一般、町内でも、嫁とるとか、婿さんとする時は、部屋をまず、家族では考えるわけですよ。立派な女の人を教育長に迎えて、四畳半ぐらいのところに計画しているなんていう話は理解できませんよ。やっぱりその部屋さ、一旦入ってもらっていて、陳情者とか何か来られたら、何か別の部屋を、教育長、歩かんなんねえかもわかんねえけど、そういったことも考えてほしいなというふうに思います。たまたま一緒に、教育次長と席並んでいるときに、私は行ったんだけど、陳情者がきやったがら、すんま出たんだけど。それから真っ直ぐ、今度、総務課のほうさ行ったらば、今ここはいんぎやったんだなんていう、7・8人の人。今考えている部屋さ7・8人も入れっか。そこらもよく考えて、金でなくて、やっぱり環境。そして、一般、教育されているPTAとか、関係者の要望も応えられる場所。また会話もできる、懇談もできる椅子も必要だろうなというふうに思います。年寄り、ベッドさ置いて介護付けてる部屋ぐらいしかなかっけだ。議会の監査室と同じ部屋だろう。おそらく。それは別として、教育長に言うけれども、この件に至っては、やっぱり教育長も責任あるよ。今まで、校長室を教育長室にしておったけれども、私の言いたいのは、おそらくこの暫定移転については庁議構成メンバーで設計委託する前に、設計委託する前に庁議を開いて、それぞれの意見をいただいて、そして教育長まとめて設計屋に委託出して、そして成果品として出てきたのを議会に配って、議会はわかんねえから、どこの室が何にすっか、わかんねえけども、図面を見て了解をして今日に至っているわけだ。教育長、そこで聞くが、今、なんだっけな、志の、心志塾だっけが、の人達は小・中・高といるのか。それとも人数どのくらいいるのか。その部屋、その人達も、塾をやろうとする子供も、本当の大事な教育行政の一つであろうと。だからその部屋をまず確保して、今までの（聴き取り不能）の口になっちまったけども、心志塾を、部屋を、なんとか開けることにすれば解決つくわけだから、私も教育長でなくて教育次長には何回か会って、総務課長にもこうしておくめえよという話、この夏のあっちゃえ時から、俺申し上げているあんだから。やっぱりな、俺の言

うこと聞けではねえが、嫁さんと思ったら部屋だけはや、後で造るなんていうバカな話ねえだ。なんとかひとつ、そういった努力をしてもらいてえが、今のやりとり聞いていて、町長はどのように受け止めた。今、総務課長言ったように、前っての部屋、小さい部屋で良いと。おらどこの5分の1ぐらいしかないところ、教育長室…（マイクなし 聴き取り不能）

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 確かに、鈴木議員のおっしゃることはわかりますが、暫定移転の中で、旧中学校、只見中学校ですか、使う中でそういったことは出てきているということは、大変、教育長には申し訳ないと思うんですが、今あの、ただ、心志塾の場所の問題については一応、高校の教室を借りられないかということで、学校側とこの前、県からお見えになりました。教育庁ですか、の担当の方にもちょっとお願いはしております。そういった形であの、塾の場所の問題もあります。今、その場所が非常にないということで、その活用をどういうふう、有効に活用できるよう、どこが良いかという、そういったものを今検討させていただいておりますので、そういった中で取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 教育長室の件については努力してくださいよ。

それで時間もありませんので、私が終わった後、重要な会あるらしいので、1分でも早く終わるように努力しますが、それで一答一問すると時間がかかりますので、先ほど町長に申し上げましたけれども、国が示した起債を発行したいということで、しかし、それは期限があったのではなかろうかなというふうに記憶しております。今はその政府が打ち出している、国が打ち出している手当は該当するのか・しないのかということ。

それから、もう一つ、これ調べて、関係課長、努力してくださいよ。本庁舎機能の分散により、業務効果、町民サービスの低下、あるのか・ないのか。今は。

それから各課内の連絡や協議に移動が伴い、連絡調整及び急を要する事務決済において、業務効率の低下を招いてはいないのかどうか。あるのかどうか。

それからもう2点。行政組織が駅前、町下、保健センターと分散して、町民の要件が各課にまたがる場合、庁舎間を行ったり来たりすることでなかろうかなと。

もう一つ、不便が生じている二つの庁舎の維持。不便は職員は多少あろうと思うんだけど、二つ目は庁舎の維持管理の増加が今後見込まれるのではなかろうかな、負担になるの

ではなかろうかなというふうに思います。この職員の、どのように考えておられるのか。また上司はどのように受け止めておられるのかお聞きしたいなというふうに思います。

まず最初に、政府の手当のことについてお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 今ほどお質しの件であります、サービスの低下、庁舎が町下、駅前に分かれることでの低下はないかということではありますが、やはり、これについては最大限努力はしておりますが、一箇所で済んだものが、やはり一箇所で済まない可能性がある。例えばあの、農業関係で相談に行きたい。一緒に税金も払いたい。こういったことに関しては、従前は一庁舎でありましたが、今は分かれているということで住民の方に不便をかけているということは否めないというふうには感じております。

あと内部の連携や調整等々についての影響であります、これにつきましても、まあ、職員でありますので電話でのやりとり、あるいはあの、行ったり来たりのやりとり。ちょっと距離はあるんですけども、これは町民の方にご不便をおかけするよりは少ないのかなというふうには感じております。

もう1点、二つの庁舎の維持管理ということではありますが、一つで済むものが二つということになりますと、その分はどうということになります。大きな金額とは現在なっておりませんが、宿日直等々は一庁舎であれば一つで済みました。今は両方の庁舎でやっているというような実態はございます。しかしながら、従前、ここ、教育委員会で使っておりましたので、その他、まだ一年過ぎておりませんので、実績は正確には出ておりませんが、光熱水費等々は、まだ結論の出ていない段階ではありますけれども、そんなには変わらないかなというふうに想定はしてございます。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 暫定移転の当初の時にも話題になりました起債の関係です。国の危険庁舎に対する財政支援の起債の事業につきましては、32年度までということでしたが、あくまでもそれは新築が対象でありまして、今回のような暫定移転の場合は対象外ということで、その財源の対応については総務課長のほうから答えさせますので、そういった形で、その起債は借りておりません。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 現時点での財政的なお話ではありますが、12月にも補正予算お願いを、庁舎解体等をお願いをしております。1億1,000万円余のお願いをしております。現時点で予算ではありますが、12月可決いただいたと想定をいたしまして、暫定移転に関しましては、現時点で4億9,923万1,000円、約5億ということになってございます。その財源であります、町長申し上げましたように起債の該当はないということでありまして、公共施設等再生整備基金。これを使わせていただいております。29年度実績で7,600万。今年度は1億3,200万の想定でありまして、合計2億800万円を基金対応。残り3億円弱であります、これを通常の一般財源ということで措置させていただいております。来年度以降につきましては、まだ設計等できていない状況でありまして、金額については大変申し訳ありませんが、明言できる状況でありませぬのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 質問する者が、質問内容を、あまり理解しないでの質問だったかんで、時間大変過ぎましたけれども、これ以上質問するとボロ出っから、この辺で。

ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、3番、鈴木征君の一般質問は終了いたしました。

以上で、一般質問は全部終了いたしました。

暫時、休議いたします。

3時まで休議いたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後3時00分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第69号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 審議を続行いたしますが、日程第2、議案第69号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

[資料配付]

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第69号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、ご説明を申し上げます。

ただ今、お手元に、平成30年の福島県人事委員会の勧告写しをお配りをさせていただきました。頭に、職員の給与等に関する報告・勧告の概要というふうにございます。これに基づきまして今年の人事委員会の勧告概要についてご説明を申し上げます。

まず本年の報告・勧告のポイントであります。勧告のポイントであります、マルの一つ目であります。平成30年4月の公民較差に基づく給与改定ということでありまして、ポチの一つ目としまして、民間給与との較差0.09パーセント。これを埋めるために初任給を中心に若年層に重点を置いた給料月額の上上げ。ポチの二つ目としまして、特別給、期末・勤勉手当を上上げ、年間0.05月分であります。これを民間の支給状況等踏まえて、勤勉手当に配分をするという内容であります。そのほかに報告としまして、人事管理の課題に関する報告が4項目ほどなされてございます。

その下の四角の囲みになります。職員の給与に関する報告・勧告。勧告についてご説明を申し上げます。1番としまして、民間給与との比較ということでありまして、福島県の人事委員会が本年4月分として支給された職員の給与と民間給与。企業規模50人以上且つ事業所規模50人以上の県内840の民間事業者のうちから無作為の抽出によりまして抽出した185事業所の実態。これを調査した結果、職員の給与と民間の給与の較差が次の表のとおりになったということでございます。(1)として月例給につきましては、較差のところに329円、0.09パーセントというふうにあります。民間のほうが0.09パーセント高かったという結果でございます。特別給、いわゆるボーナスにつきましては職員、年間4.35、民間は4.41月分。較差は0.06月分、民間のほうが多かったという実態であり

ました。これを踏まえましての今年の給与の改定等についての勧告の内容であります。月例給につきましては①であります。給料表、初任給を中心に若年層に重点を置いた引上げ改定、行政職給料表、平均改定率0.1パーセントということであります。若年層を中心にということでありまして、本町に置き換えますと、標準入職者で概ね40歳程度まで引き上げの対象となります。それ以上の方につきましては、現時点では改定はないということになってございます。若年層に重点を置いたということでもありますので、若い人ほど率は多い、40歳程度に近づくほど率は低いということになってございます。医療職給料表2表。これは当町ございません。初任給、調整手当。これは人事院勧告に準じまして、医療職給与表1表。これは医師であります。この方々に対しましての手当の上限を引上げするという内容が勧告としてございます。(2)としまして特別給、期末・勤勉手当であります。先ほど申し上げました民間との較差0.06月分を期末手当で配分するということでありまして、実際には支給月数を年間0.05月分引き上げるということで、年間、期末・勤勉合わせまして4.35月分を4.40月分にするという内容でございます。これにつきましてはあの、詳細がございまして下の表がございまして、民間の支給状況等踏まえて、勤勉手当に配分ということになっておりますが、その下の表、従前は12月のほうが6月より若干多かったですけれども、今年はこの、0.05月分の上乗せ分は12月分に配分をするということになります。来年度以降は6月・12月ともそれぞれ同じ月数、期末手当につきましては、6月、1.275、12月も1.275。勤勉につきましても、6月に0.925、12月も0.925ということで、6月・12月、同じ月数分での支給にするという内容の勧告がございまして、

これに基づきまして、今ほどの議案第69号であります。只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例。これにつきましては、現時点で只見町は該当者はありません。高度な専門的な知識を持っている方、あるいは研究職の方々等々で、いわゆる大学の先生であるとか、弁護士であるとか、そういった資格、専門家の方々の採用に関しての条例であります。これあの、今ほど申し上げました職員の給与に関する勧告とは若干異なる、この中には載っておりませんが、概要は期末手当につきまして引上げをするということでありまして、勤勉手当の支給はないということでありまして、年間0.05月分期末手当を上げるという内容であります。こういったことで6月・12月の期末手当。これに基づきまして上げるということになります。後程ご説明を申し上げます。議会議員の方々の期末手当と同様になります。年間支給月数、総月数分3.25月分を3.30月分にするという内容であります。0.05月分の

年間の引上げという概要であります。

そういった条例でありますので、以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第69号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、ご説明を申し上げます。

これにつきましては、福島県の実態、福島県議会議員及び特別職の期末手当の改定に合わせて同様の改定をさせていただきたいご提案でございます。

現行であります。議会議員の方々、6月、1.575月分の期末手当。12月は1.675月分です。これを、今年に限りましては12月に0.05月分、期末手当に配分をして年間3.30月分にする。来年度以降は職員と同様に、6月・12月、同じ月数での支給ということでありまして、来年は6月、1.650月分、12月も1.650月分、合わせて年間3.30月分にしたいという改正をお願いするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

10番、山岸国夫君。

反対の討論ですか。

○10番（山岸国夫君） 反対討論です。

私は、これら議員の報酬、期末手当については、町民に還元する立場から、この条例には反対であります。

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、原案に賛成者の発言を許します。

賛成者、ありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定するに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第71号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第71号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、ご説明を申し上げます。

これにつきましても、前の議案、第70号と同様であります。福島県の議会議員及び特別職。これの期末手当の改定の状況に倣いまして、当町も同じく提案をさせていただくものであります。

現行であります。6月に1.575月分の期末手当、12月に1.675月分の期末手当であります。これを今年にしましては12月に0.05月分加算ということで1.725月分、年間3.3月分であります。31年度以降につきましては、6月・12月、それぞれ同様の月数1.65月分で年間3.30月分にさせていただきたいお願いであります。

この条例の該当者、町長、副町長、教育長でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

10番、反対の討論ですか。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 反対討論です。

議案第70号と同様に、これはやっぱり町民に還元すべきとの立場から反対であります。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ありません。

これで討論を終わります。

これから議案第71号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第71号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第72号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、ご説明を申し上げます。

先ほど、議案第69号の折に資料を配付して説明をさせていただきました。福島県人事委員会が民間との較差、調査をいたしました。その結果に基づきまして月例給といたしまして0.1パーセント。特別給、ボーナス。これはあの、勤勉手当に0.05月分加算をするという内容でございます。先ほど申し上げました給料表は若年層を中心に改定ということでありまして。概ね、標準入職者で40歳の職員ぐらまでが、いわゆる改定の対象となります。

期末・勤勉手当であります。先ほど申し上げました、今年は勤勉手当に0.05月分増額をさせていただくという内容でございます。

現行、6月に期末が1.225月分、12月に1.325月分。これは改定がございません。勤勉手当、6月が0.9、12月が0.9でありましたが、今年は12月を0.95にするということで0.05月分、勤勉手当、年間で増であります。来年度以降、これ、先ほどご説明申し上げたとおりで、6月・12月、期末・勤勉、それぞれ同じ月数分にするということになります。6月・12月とも期末は1.275、勤勉は0.925月分ということになります。総支給であります。年間4.40月分、6月・12月2.2月分ということになります。

こういった内容の条例改正であります。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 先ほどの説明資料、69号の中で、本年、給与改定等、2のところですが、ここです。医療職給料表1。これ、医師という説明を… これ、先ほどの説明では、その①のところ、給料表では、医療職給料表2については、獣医師及び薬剤師の確保の困難な状況を踏まえ改定という、なっているんですが、只見町の給料表をしてみると、医療職給料表の1は医師、所長。それから2のほうは、1級が准看護師。2級が看護師。3級が副師長。それから4級が師長、主任、技師というような給料表の形態の説明になっているので、先ほどの説明との絡み。これまず1点お聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 説明が丁寧でなくて申し訳ございません。

医療職の給料表ありますけれども、福島県は医療職給料表第1表が医師。そして第2表が、ここにありまして獣医師及び薬剤師ということになってございます。県は医療職給料表3表が今、山岸議員おっしゃった看護師であるとか、そういった保健師であるとか、そういった職員になってございます。只見町はあの、医療職給料表、県でいいます給料表2表、獣医師及び薬剤師に関する給料表持っておりませんで、1表が医師、2表が今お質しの看護師あるいは保健師等々の職員ということになってございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） それで、今度のですね、この給料表の改定にあたって、年齢の低い層からということでみますと、これ、1級・2級・3級・4級・5級・6級とあって、で、1級の1の人が大体1,500円プラス。で、2級だと1,200円。3級、900円。4級、800円。5級が500円。6級が200円ということになっていて、ちなみにこれ、職員の、この1級職、2級職から6級職まで、それぞれ、人数というのはパッと出ますか。すぐ出なけりゃ、後でも結構ですが。

それと、この一般職のところかというと、先ほど40歳といいましたけど、号給でいうと93、3枚目のところの右側です。右のほうのところには93号給ありますけど、大体、ここで1級のところは終わると。で、あとのところはもう大体同じと。そうすると、先ほどの40歳というのは、大体、93号ぐらいのところは40歳という形に読みとって、これ、いいんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 今、お質しの級別の職員数であります。昇給もありますので、現時点で、すみません、詳細な表持ち合わせておりませんので、当初予算の時点でお答えをさせていただきたいと思えます。一般会計予算書に給与費明細ついておまして、等級別職員数ございます。30年1月1日ですと、1級に7人、2級に16人、3級に34人、4級に11人、5級に13人、6級に1人ということになってございます。これ、一般会計のみです。特会につきましては、それぞれありますので、細かく申し上げますと、例えば、診療所ではありますが、診療所につきましては、行政職ですと、4級・5級の職員が1人ずついる。医療職につきましては1級に2人、2級に5人、3級に4人、4級に3人ということになってございます。そのほかあの、地域包括支援センターあるいは簡易水道あるいは集落排水事業等に職員はおりますので、それぞれの級に加算になるということになります。あとあの、年代というふうに今ほどのお質しであります。概ね、40歳ですと、3級というところに行くというふうに認識をしておりました。すみません。手元に今、資料なくて、何号法程度というふうに明確に申し上げられなくて申し訳ないですが、後程それはお答えをさせていただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

3回目です。

○10番（山岸国夫君） 3回目なんで、これ、県の給料改定のパーセントありますよね。それで、これっていうのはあれですか。この給料表に当てはめるときに、この給料総額に、その0.05掛けて、で、それを配分していくというやり方ですか。この配分の仕方、金額の出し方。たしかに、その最初のところは高くなっていて、あと低くなりますよね。だから、例えばですね、今まで分母が100だったと。総枠で。これに、パーセント掛けて、金額がまた分母出ますよね。それを基準にしてこう、割り振っていくのかどうなのか。その出し方の在り方。質問内容わかりますか。要するに、この引上げの基準は出されていると。平均のね。しかし、それぞれのこの号給と級によって引き上げ幅がバラバラですよね。で、これは総体として、それに合えば良いつてことの計算ですか。わかります。言ってる意味。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 若年層に厚くということになっておりまして、この給料表の改定は県で行いましたものを町は準用させていただいているということになります。いわゆるあの、例えば給料表でいきますと、1級1号、1,900円上がる。こういったものを4級あるいはあの、所定の上がる級まで計算して行って、全て足して割った平均が0.09パーセント程度の差ということに、すみません、0.1パーセントの改定ということになるろうかと思えます。それぞれで0.1パーセントずつではありませんで、均して0.1パーセントということでもありますので、1級1号、若い職員が使うところは金額が非常に大きい。あるいは40歳程度の職員が使うところはあまりない。それを均して0.1パーセントということでの比率ということではありますが、よろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第73号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第6、議案第73号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） では、資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○観光商工課長（増田栄助君） それでは、議案第73号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例ということで、今ほど、資料お配りさせていただきました。

まずあの、この条例につきましては、内容が国の定める工場立地に係る緑地面積、環境施設等の面積の割合を町独自に緩和する条例となっております。今回、3条におきまして、その適用範囲である土地、3条で適用範囲と割合を定めておりますが、本改正におきまして、今回、二軒在家地内で工場増設を予定されている土地について適用範囲として追加をお願いするものでございます。改正後の乙種地域というところで、今回、字九々生30-2、31、32、33、34の5筆を加えさせていただきたい内容でございます。ちなみに、国の基準となる緑地面積の割合でございますが、国について100分の20に対しまして、町は100分の10とさせていただいております。で、環境施設的面積につきましても、国は100分の25のところを町は100分の15とさせていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） これ、農地だと思うんですが、これはあれですか。その、（聴き取り不能）県事業促進の法律で、これ、なるわけですが、これ、農地法の適用の関係で、農地から工業用地に転換する場合の、これは今までと同じような手続きになりますか。それが1点。

それから、先ほどの今の緑地面積、国が100分の25、町が100分の10と。ここ、国の基準と違う理由。何故なのか教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） まず農地転用等の手続きについてでございますが、手続きにつきましては従来と同様で、農地振興地域の除外。それから転用手続きについては、それぞれ農業委員会のほうに申請をして手続き、除外の手続きをするということで変わりはございません。

もう1点の、国の基準より緑地面積等が緩和されている理由ということでございますが、国につきましてはまあ、全国的に見て、ある程度、緑地等の面積を確保しなければいけないと。それはあの、工業地帯及びその都市部でありますので、緑地の面積は一定以上確保しなければいけないということになってございますが、町村部におきましては、ある程度、別の部分で緑地があるというようなことで、町村部におきましては町村独自に緩和してもいいですよということでの緩和というふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第73号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第74号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第7、議案第74号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○観光商工課長（増田栄助君） それでは、議案第74号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として次のとおり指定することを、同条第6項の規定により議会の議決をいただく内容でございます。

まず、指定管理者に管理を行わせる施設の名称ということで、只見町青少年旅行村、只見町いこいの森、ふるさと交流体験施設となっております。

指定管理者となる団体でございます。団体の名称は株式会社津ただみ振興公社、代表取締役、菅家三雄でございます。

指定管理者として管理を行わせる期間でございますが、平成31年4月1日から平成36年3月31日と、5年間ということでございます。

お配りしました資料においても若干説明をさせていただきたいと思います。

まずあの、1.2について、今ほど議案の中で申し上げました。管理の基準ということで、

(1)につきましては閉鎖期間について記載をしております。(2)につきましては、利用料金につきましては当該指定管理者の収入ということで利用料金制をとっていただくことを定めております。(3)におきましては、本年度、スノーピークの監修キャンプ場としてのリニューアル工事について記載をさせていただいているところでございます。(4)につきましては、スノーピークとのオフィシャルパートナーシップ契約の内容等について、手ぶらプラン、ポイントカードシステム、スノーピークマイスターの配置とロイヤリティにつきましては、この時点では10パーセントでの記載をお願いしたいということで記載をさせていただいております。逆にあの、スノーピークのほうから会員向けのプログラムの情報発信、ホームページへの掲載、スノーピーク主催のイベント等の開催について記載をしております。で、申請の受付でございますが、8月31日発行のおしらせばん及びホームページに掲載をさせていただきまして、募集期間につきましては8月31日から9月28日までの約1ヶ月間を受付いたしました。応募状況ということで、今回、2団体、会津ただみ振興公社及び只見町森林組合の応募があったところでございます。で、応募された内容につきましては、それぞれ全員協議会等でもご説明をさせていただいた内容でございます。選定審議会を開催させていただきまして、19の評価項目、それぞれ、委員の方、5点満点での採点を行いまして、それに係数を乗じて合計点を算出させていただきました。で、各委員の合計点の平均を総合得点という内容で、審査結果といたしましては会津只見振興公社301点、只見町森林組合294点という結果でございましたので、今回、会津ただみ振興公社を管理者としてお願いする内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 全員協議会の時の資料を、この本会議でもそれを見てということでありました。でありますので、本会議資料が前会議資料と同じものだというのであります。大変恥ずかしくて申し訳ないんですが、あれほど時間を割いて、私、夜、メモを整理したんですが、わからない、聞き漏らした点がありまして、これから申し上げる全員協議会の時に配付された、現在においては本会議資料であります、様式第2号、只見町青少年旅行村、いこいの森、ふるさと交流体験施設事業計画書の2の7。これの会津ただみ振興公社分の中にあります、設備の保守点検に関する考え方及び計画。1から5までありますが、3番の、特に索道部門は最たるものであるという点について、一昨日、質問をして、ご回答あったん

だと思いますが、メモをし忘れまして、本会議においても一度お聞きしたいんですが、ここにある、特に索道部門というのは、この青少年旅行村、いこいの森、ふるさと交流体験施設の事業の中にあるのであれば、何を指しておっしゃっておるのかお伺いいたします。すみません。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 今ほどあの、事業計画書の中にあります設備保守に関する記載の内容で、索道部門という部分がございます。で、旅行村、いこいの森等に関しましては索道はございません。索道につきましては只見スキー場の部分になるというふうに認識しております。でありますので、今般、この事業計画書に記載されている索道部門という部分については記載の誤りというふうに認識をしております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） いや、あの、いいかなと思ったんで、ご辞退しようかと思ったんですが、まだ2回目でありますので、そうしますと、本会議という議案の中で、その添付資料に間違いがあったということですか。間違いをもって審査されたということですか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 大変、言葉足らずで申し訳ありませんでした。

審議会の中では、その部分について、誤りについて、指摘をさせていただいて、誤りであることは確認をさせていただきました。で、今回、その部分を訂正せずに私のほうで資料配付をしてしまったことについてはお詫びを申し上げるしかないと思います。すみませんでした。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

7番、目黒仁也君。

○7番（目黒仁也君） 課長あの、全協の中でもちょっと、自分の疑問点をお聞きしておりますけれども、この件は、今までも、昨年度から、委員会の中でいろいろと審議をさせてきていただいております。前課長時代から。で、そのリニューアルオープン後は、かなりその、今まで長年やってきた、いわゆる施設が変わる。機能が変わる。と同時に、運営形態も相当変わってくるということがあります。なので、なるだけその、リニューアルオープン後の管理者を早めにこう、決定をされてですね、前倒しという話を委員会の中ではしてはしましたが、なるだけ早めにお決めになって、いわゆるその開業の準備に入るべきだろうというのが

委員会の審議の中でありました。それを受けてある程度早めにお出しになったという理解でおります。で、そのことが、いわゆるその、そのことがですね、今後の運営にかなり大きな影響出るんですけども、で、それと同時に、今まで、例えば振興公社で、様々な運営を想定した、例えば運営会議的なこと、またはその研修なんかもおやりになっていると。そのことが、ある程度、運営に相当大きく影響してくるんだらうと思うんですよ。だから、ある程度、そこを想定されながらやってこられているはずなんです。ですからその辺が、まあ、審査会ではこういう結果だった。それはあくまでもひとつの参考ということで、そういった、今申し上げたようなことを踏まえたうえで、総合的にどう判断されるかということが大きなポイントだと思っているんですよ。そこの辺の、いわゆる関連。もう一度そこを踏まえた、いわゆるその、説明をですね、きっちりやっぱりいただきたいんです。委員会ではそういった話でずっときておりましたから。難しいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 指定管理者の選定にあたりましては、当該条例に基づきまして、15条に審議会を設けるということになってございます。町長は最適な者を指定管理者の候補として選定するため、只見町公の施設指定管理者選定審議会を置くということになっておりまして、それにつきましては別に定めた規定がございます。こういったことでありまして、この規定に、選定をするために審議会を設けて選定をさせていただいた。その審議会の決定が先ほど観光商工課長、ご説明を申し上げたような結果であったということであります。目黒議員、お質しの内容につきましては、大変参考になるご意見でありますので、今後、相手方となります団体とはそういったこと十二分に配慮しながら、より良い施設での、より良い運営となるように契約をして進めなければいけないと思いますが、選定審議会での選定、そしてそのうえでの町長の決定、提案ということでありますので、そういった詳細といたしますが、具体的な内容のことにつきましては、今後の契約行為、そして町の指導等ということによるものかと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、目黒仁也君。

○7番（目黒仁也君） 結局あの、全協でいろいろ話ありましたように、内容はかなりその、森林組合、評価できる内容があるという話は前回もありましたし、全協の中でもありました。で、評点については、多少の差はあるけども、あとは請負額が安いということになれば、要は内容良くて金が安いとなれば、もう結論はひとつ方向性出るじゃないですか。しかし、し

かしですよ。委員会審議では、そのいわゆる、リニューアルオープン、開業準備にあたるために、今まで、いわゆる公社が研修を受けたり、運営、いわゆる準備にあたる事前のですね、いわゆる協議をスノーピークとやってきてるでしょうと。そのことをもっときっちり皆様にですね、説明いただきたいんですよ。実は。そこがやはり、今後のリニューアルオープン後の運営に、今までのその、いわゆるいろんなサービスのやり方だとか、研修受けたノウハウだとか、そういったところが相当影響してくるんですよ。これは本当に大きく。だからむしろ、今まで経験ないところが入ったんではですね、かなりやっぱり難しいというところも私想定しているんです。実は。ですから、そこがかなり重要だと思って、今まで委員会審議やってきておりますから、その点をもっとよく説明くださいという意味です。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ありがとうございます。

おっしゃるとおりでありまして、全協の折にもご説明を申し上げました。たしかにあの、非常に夢のある部分もある計画ということになりますが、人員の配置であるとか、人件費等々での積算、こういったものに対して、ヒアリングの中での不安が委員の皆さんにあったんだというふうに思います。併せまして、その、いわゆる振興公社、今回、提案をさせていただいております業者。これはあの、ただ今、目黒議員おっしゃったとおりであります。そういった過去の経過、そして継続性、安定性。そして、スノーピークとの新たな旅行村設置に向けての協議、検討。そして勉強。様々な要因があります。そういったものを踏まえて、委員の方々はこういう点数での評価をいただいたということであるというふうに認識をしております。そういったことでもありますので、やはりあの、内容については、夢、そして今後の展望等々、非常に参考にすべきところはあると思います。そういったこともこの僅差の要因であったかなというふうに思っておりますので、先ほど申し上げましたが、議決いただいた後に契約ということになれば、その辺を十二分に踏まえた契約。そして今後の運営での当局との関与ということになっていこうかと思っております。おっしゃるとおり、そういった部分は十二分に評価をされたというふうに認識をしております。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） 私、昨日もちょっと、時間なくて、納得するまで質問できなかったんですけど、ロイヤリティの件で、10パーセント。そしてスノーピークのもの使ったやつについては20パーセントという話がありましたけど、売上に対して、これ、10パーセント

というのは、私はもう、この振興公社ですか、これの利益からして、10パーセントの利益、30パーセント利益出て10パーセント取られるなら、まあ話わかるんですけども、売上からも、はなから10パーセントで協議中であるという話なんですけど、こういう契約は、これ、これから5年間ね、5年間契約しなくちゃいけないわけですよ。これは相当のリスクというか、こちら側が不利だという契約になってくると思うんで、この辺はやはりちゃんと数字を出してもらって、あげてもらわないと、ちょっと理解に困るんですね。大赤字になって、それでも売上から10パーセント取られるなんていうことになると、これ、えらいことになると思うんですよ。だから、その辺をやはり、ちゃんと説明できる段階にしていきたいなというふうに思うわけでございます。で、まあ、前日の質問でも、そのスノーピークのテントを使った場合は20パーセントだという話なんですけど、その物自体は、こっちで買い取りなのか、リースなのか、わかりませんが、その辺のことも全然ちょっと、理解に苦しむなというふうに思いますし、今聞いてますと、経済委員会の方から結構質問出て、まだ納得されてないというの、感じもありますので、ちょっとこれは、ちょっと理解できないかなというふうに思っております。

それと、今回、相当お金をかけて、整備されたわけですよ。それで、それとの関連で、結局、スノーピークときていると思うんですけども、今後、どうされるのか。そのスノーピークとの関係が、ちょっと私、理解ちょっと、委員会違うので、説明受けてないので、よく理解できてないんですけども、その辺を、やはりもうちょっと丁寧に説明していただかないと、なかなか理解得られないなというふうに思いますので、お聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） スノーピークとの関係ということで、今回、アウトドア拠点整備事業ということで旅行村の改修をさせていただく。その中でスノーピーク、有名なアウトドア用品のメーカーであるところでございますが、そういった専門的な考えを入れていただいたキャンプ場の改修ということで、町とお付き合いを今させていただいているということでございます。その専門的な考え方を町のキャンプ場のほうに入れていただき、またあの、そういったネームバリュー等を活用させていただきながら誘客を図っていくというような目的でのオフィシャルパートナーシップ契約であると考えてございます。宣伝料含みのロイヤリティというふうに考えてございますが、そういった中であの、スノーピークの会員をキャ

ンプ場のほうに連れて来ていただく。スノーピークのイベントであったり、スノーピークの協力をさせていただいたイベントを開催するなど、そういったことから誘客の増に繋がるのではないかなというようなことで、これまでもご説明をさせていただいたところであるかと思えます。そういった中で、今、売上の10パーセントということでお話をさせていただきましたが、前回の全協の中でも、今、協議中ではございますが、その全ての売上ということではなくて、自主的な事業、独自事業については除外をしていただくとか、物販部分については除外をするとか、そういったことで今現在協議をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思えます。

すみません。それとあの、20パーセントのその手ぶらプランについてでございますが、これにつきましても、スノーピークの専用の、手ぶらプラン専用のホームページがございます。ここに今、全国で9箇所のキャンプ場掲載されております。スノーピークの直営もございますし、提携というか、そのスノーピークの商品を使った手ぶらプランをやりたいということで行っているキャンプ場ございます。その辺につきましても、料金についてはまあ、4万5,000円程度ということで、ほぼ固定で、4人のお客様4万5,000円ということでお貸しをしてキャンプをしていただいているというところで、その辺につきましてもそのホームページの運営経費等々、宣伝等もございますので、その部分については20パーセントをお願いしたいというようなことで今申し出があるということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） 僕もちょっと、委員会が違いますけども、この資料をいただいて、よく、私なりに、その事業実施計画を見させていただいた時に、まあ僕は審査員ではありませんけども、あきらかに違うのがやっぱりこの只見の冬の企画だと思いました。やっぱりこの、僕はこの企画書を見た時に、本当にこの只見に、合う、旅行村の企画をされているなど、本当に感心しました。そういったことから、点数は僅差であって、たしかに負けられましたけども、さらに比べれば、振興公社のほうは今までの実績どおりという、おっしゃいますけども、索道の文字が入るような、まったく冬を、冬はもう、スキー場だというような考え方であったかに思えます。これから、この只見の旅行村を、課長あの、只見の目玉のね、商品として売っていくうえでは、この企画、どうしても僕はこっちに、僕がもし審査員であれば、新しい風を入れるためにも、これから、今までの実績とはおっしゃいますけども、その実績

をさらに上回る観光客を呼び込むためには、この冬の使い方が僕は気に入ってまして、僕は審査員ではありませんが、点数をつけるとすれば、僕はこちらにつけたかなと、そういった感想が今でもございます。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） おっしゃるとおり、森林組合のご提案いただいた、冬の事業的な部分につきましては、担当課長として、委員会に委員として出席をさせていただいておりましたので、その部分については私も魅力的な部分があると、勿論、そう感じていたところでございます。ただ、そういった部分、ほかの事業等を実施いただくにあたっての経費であったり、人的な配置であったり、そういった部分についてヒアリングの中で、ちょっとその部分が私としてもちょっと疑問が残る部分があったというようなことで、点数、私、ちょっと今、はっきり覚えておりませんが、どちらかが多くはなったとは思いますが、本当にその部分考えますと僅差だったんじゃないかというふうに考えてございます。その辺も踏まえて、踏まえてといいますか、そういった、私個人の委員としての部分でございますので、そういったこともほかの委員の方も感じていらっしゃったのかどうかはありますが、そういった部分で、本当にこういった僅差になったというふうに私は感じているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） 動議。

○議長（齋藤邦夫君） はい。

○2番（佐藤孝義君） この件に関しては、まだ皆さん、熟知されて、理解されてないようですので、ちょっと休議をお願いしたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、休議いたします。

休憩 午後3時59分

再開 午後4時56分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これで質疑を終わります。

ここであの、町長から、この議案についての町長の考え方を一言お聞きしたいと思いますので、特別に発言を許可したいと思います。

町長。

○町長（菅家三雄君） 議案第74号 公の施設の指定管理の認定の件でございますが、只見町青少年旅行村、いこいの森、ふるさと交流体験施設につきましては、2者が申請の中で審査委員会等の議論を経て、最終的に決めさせていただいて提案をお願いしているわけでございます。そういった中で、説明やなんかについて、資料等とございますか、不足の点がありましたことにつきましては、以後、このようなことのないような形で対処はさせていただきたいというふうに思います。それで、この施設につきましても、現在、リニューアルをしておる途中で4月1日にはオープンをしたいと。そういった中では、ある程度、早期の判断をいただいて、それに基づいて次の準備に入る体制に入らせていただきたいと思います。そういったことで、いろいろと、全員協議会を開いていただいたり、こういった二度にわたり提案をさせていただくようなことになりましたことにつきましては大変申し訳なく思っておりますが、この後の対応の仕方もございますので、早期の採決をお願い申し上げまして、私の考え方についてご説明を申し上げました。それで、尚あの、議論の中で出てまいりました、審査委員会の採点の内訳等については追加で資料は出せるかとは思いますが、そういったことを踏まえてご判断いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 時間を暫時、延長いたします。

それではあの、これから討論に入りたいと思いますが、討論ありますか。

町長から採決ということありましたけれども。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 採決に、質疑が尽くされましたので、採決にあたりましては、無記名の投票によって行っていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 無記名投票という提案ございましたが、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、1名以上の賛成がございましたので、無記名投票で採決をいたします。

じゃあ、準備してください。

休憩 午後5時00分

再開 午後5時11分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

ただ今の動議により、採決方法については無記名投票で行うことといたします。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（齋藤邦夫君） ただ今の出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、3番、鈴木征君、4番、目黒道人君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 尚、念のために申し上げますけれども、本件については賛成の方は賛成と、そして反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

立会人は点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（齋藤邦夫君） 異常ありませんか。

〔「異常なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

立会人より投票願います。

〔投票〕

○議長（齋藤邦夫君） 尚、立会人はそこにお願ひします。

それでは、次に、1番議員から順番に投票をお願いいたします。

投票漏れありませんか。

全部投票されましたね。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

鈴木征君、目黒道人君、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（齋藤邦夫君） 立会人は自席にお戻り下さい。

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成7票。反対3票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第74号 只見町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開く〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第75号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第8、議案第75号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 説明の前に、資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 議案第75号 只見町公の施設における指定管理者の指定について説明申し上げます。

地方自治法の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

一つといたしまして、指定管理者に管理を行わせる施設の名称であります。施設の名称、只見養魚場でございます。二つ目として、指定管理者となる団体につきましては、只見町大字長浜字唱平3番地、錦鯉のおぬま、代表、小沼信孝氏でございます。三つ目として、指定管理者として管理を行わせる期間であります。平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間という期間でございます。

資料のほうに基づきまして説明申し上げます。

今回の指定管理でございますが、候補者の選定にあたりましては、この1番、指定管理者の施設として只見養魚場。二つ目として、指定管理者を指定して管理を行わせる期間、訂正いたしました。平成31年4月1日から36年3月31日まで。三つ目が管理の基準でございますが、今回、指定管理委託を受けた指定管理者が行う業務として、下にありますように水産業の振興に関すること。淡水魚の養殖に関すること。淡水魚の六次化商品及び加工品開発に関すること。水産資源保護のための淡水魚の放流に関すること。内水面漁業にかかる調査及び研究に関すること。その他養魚場の運営管理に関すること。こういった点が業務の内容でございます。4点目として、今回の指定管理者の募集状況でありましたが、3回募集をかけまして、1回目が平成30年の8月31日から9月の28日。2回目が10月の5日から10月の21日。いずれも、1回・2回とも応募者がありませんでした。3回目、11月16日から11月26日にかけて応募いたしまして、応募者1件、本件の錦鯉のおぬま1件が応募いただいたものでございます。それをもちまして、5番目の選定審議会を行いました。開催日が11月28日でございます。審査方法は応募者からの運営計画について説明を受けまして質疑等を行い、その後、②の19の評価項目について各委員それぞれ、5点満点の採点を行って評価をしていただいたところでございます。最高点が395点。採用基準点が198点となっております。各委員の合計点の平均を総合得点として、採用基準値を上回り、得点の高いものを候補者として選定したということで、審査結果については錦鯉のおぬまが

286点というふうになってございますので、採用基準点を上回ったということで審査のほうの結果でございました。

以上をもちまして、本議案の提案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 今もらいました資料、4番目ですが、1回、2回とも応募者がない。そして3回目に1件あったということで、これ、何故、応募者がいないような状況だったのか。それから、応募者が3回目になって現れたという、なんか条件が変わって応募されたか。その2点をお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） まずあの、1・2回とも応募がございませんでした。これまでも引き続き、錦鯉のおぬまが指定管理者として申し出されるのかなということで、我々のほうはそういった考えをもっておりましたが、結果として、2回応募しましたが、残念ながら応募されなかったということでございます。3回目につきましては、1回・2回目、3回目、いずれも条件等、公募の条件はまったく同じでございます。何も変わったことはございませんが、3回目になって、ようやくというか、応募いただきましたので、それに基づいて審査をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まさに、ようやくという言葉があたるのかなと思いますが、これはあの、先行きの、只見町の、いわゆる水産業、町の魚、いわな等々、ウグイですとか、魚族、水産業ですわな、この振興発展の維持に、非常にこう、心配するわけですが、この、1回目の質問と同じことですが、応募がないということはどういうふうに分かされておられますか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） これはあの、審査会時の応募者とのヒアリングの時のお話でございますが、やはりあの、平成23年の豪雨災から、やはりあの、水環境、河川環境等が

変わったり、それから水温、そういったのも変化してきて、養魚としての、その環境が変わったことが一つ。それから、需要が、従来のような需要が、これもあの、ひとつには、原発事故等によります風評被害。それから観光交流人口の一時減少したといったこともあって、なかなか需要が伸びなかったといったことから、収益性に非常に苦慮しているということが本人からお話をいただいたところでございます。しかしあの、町としても、町の魚、いわなをはじめ、溪流魚、また、そういったあの、ウグイも含めまして、観光振興にも繋がるものであるということでございますので、そういった点も含めまして今回、期待をして、また、そういったあの、審査員の方もおおいにそういったことを激励、期待をしながら、今回あの、指定者として選定をさせていただいたということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 3回目、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） これが委託、指定管理者がないということが、なくて良かったとほとほと思います、やはりあの、一次産業、二次産業、三次産業とも衰退している今日。結局、人口減少。それからあの、水産資源を育む環境が変わったと。それはやはりあの、重大に受け止めなければならないと思うわけです。これ、産業ですから。六次産業といいますけども、一次産業の振興ですから。一次産業は住民の暮らしになくてはならないものですので、結果して、六次産業あるというのは十分ご承知であろうかと思っておりますので、これは町の水産業の振興策に、もう少しその、私も今、何をどうしたらいいかはわかりませんが、危機的な状況であるなというのわかりますので、5年間の間にしっかりと町としてもこの問題に取り組んでいただきたいなと、こう思っております。

質問は以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 私もあの、酒井議員とまったく同じ気持ちでございますので、町の魚、そしてあの、内水面漁業、観光振興には欠かせない施設だというふうに思っておりますので、そういった視点で、この指定管理については町が可能な限り、協力していきたいというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 私あの、すぐ傍に住んでいるので、よくわかるんですけども、やはり、なかなか応募が出なかったという理由の中にですね、あそこ、近年、非常に、サギ、イ

タチ、ネコ。それに対する被害がかなり多いです。私の家の前も魚をくわえたまま走っていくイタチを見たり、時々します。それで、やはり、そういったところもあったり、それから建物自体もかなり老朽化しております。ですから、そういったところの老朽化した施設の管理というものも、なかなか難儀されているのかなというふうに感じます。是非ですね、5年間、指定管理やっただけようになると思うんですけども、そういったところの、実際のやっている管理している状況を確認していただいて、また草なんかは大変あの、草刈なんかも、夏の暑い中、大変そうですので、そういったところも是非具に観察していただいて、直さなきゃならないところは直す。それからあの、この管理者ではできないこと等を具に見ていただいて、できればあそこに、前みたいに、いわなの稚魚を見に来る人がいるぐらい、ブナセンターもすぐ近くですので、あのプールで泳いでいる状況を見たいという人、前はいたんですけども、最近はあまりいないようです。是非、もう一回そういった観光面でのお客さんも来たりすれば、釣り堀なんかも考えることができるかもしれませんので、その辺のところも併せて、今後考えていっていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） このサギとかですね、害虫被害。そういったのも訴えられておりました。やはりこういったところは、もう指定管理者にお願いするしかないのではございますが、町として、施設を町の施設として必要な手当てはしていく必要があるというふうに考えておりますし、またあの、観光面の使用。そういったものにつきましても、指定管理者と今後、協議をさせていただきながら、有効な活用、また利益に繋がるような、利益というか集客に繋がるような、そういった手立てを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第75号 只見町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決
するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第76号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、議案第76号 財産の貸付についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第76号 財産の貸付についてご説明を申し上げます。

基本財産造成を図る目的をもって、次のとおり町有財産に属する土地を貸付するものとす
るということであります。

1番として、土地の所在であります。南会津郡只見町大字石伏字後口山284番ほか4筆
であります。2として、地目面積であります。山林41万9,186平米であります。貸
付の方法は随意契約によるものでございます。貸付契約の期間であります。平成30年1
2月24日から平成40年12月23日までの10年間。5番としまして、貸付料は年額4
万6,900円であります。1年につき、台帳面積、これを基本としまして、標準税率によ
り算出した額ということであります。貸付の相手方、只見町の石伏区長、目黒芳美氏でござ
います。

これにつきましては、林野統一当時に、旧村、そして関係集落の間で地上権の設定をして
おった土地でございます。これを昭和53年に地上権の設定を解除するというのと同時に、
こういった貸付契約を締結したという経過でございます。10年の貸付期間。これを満了し
ての今回更新ということであります。集落から貸付行為の更新の希望がありましたので今般、
提案を申し上げる次第であります。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第76号 財産の貸付については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第77号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、議案第77号 財産の貸付についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第77号 財産の貸付についてご説明を申し上げます。

この議案につきましても、76号同様であります。

土地の所在は南会津郡只見町大字叶津字北山341番8ほか7筆でございます。地目及び面積であります。山林で39万4,735平米。貸付の方法は同様に随意契約。貸付契約の期間でありますけれども、平成30年12月24日から10年間、平成40年12月23日まで。貸付料は年額3万900円であります。算出根拠は76号と同様であります。貸付の相手方ではありますが、只見町の叶津区長、長谷部克則氏が相手方でございます。経過につきましては、先ほどの76号と同様の経過の貸付でございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第77号 財産の貸付については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第78号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第11、議案第78号 財産の貸付についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第78号 財産の貸付についてでございます。

これにつきましても、前二つの議案と同様であります。

土地の所在が南会津郡只見町大字蒲生字西山1622番1ほか3筆。地目及び面積は山林11万4,196平米であります。貸付の方法、同様に随意契約。貸付の契約期間でありますけれども、同様に平成30年12月24日から平成40年の12月23日。貸付料は9,800円であります。算出根拠は前議案と同様であります。貸付の相手方ではありますが、只見町の八木沢区長、五十嵐一氏を相手方としたものでございます。経過については前議案と同様でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第78号 財産の貸付については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第79号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第12、議案第79号 財産の貸付についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第79号 財産の貸付についてでございます。

これにつきましても、前の議案と同様でございます。

土地の所在が南会津郡只見町大字蒲生字北山1575番15。地目及び面積につきましては山林3万6,221平米。貸付の方法、随意契約。貸付の期間等であります。平成30年12月24日から平成40年12月23日までの10年間。貸付料は年額2,900円であります。算出根拠は前の議案と同様でございます。貸付の相手方は只見町の蒲生区長、馬場永好氏でございます。経過につきましては前の議案の経過と同様であります。よろしく願います。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第79号 財産の貸付については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第80号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第13、議案第80号 財産の貸付についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第80号 財産の貸付についてであります。

これにつきましても、前議案と同様の議案であります。

土地の所在は南会津郡只見町大字寄岩字赤面山489番1ほか6筆のものでございます。地目及び面積であります。山林、原野合わせまして24万5,487平米。貸付の方法は同様に随意契約。貸付契約期間でありますけれども、これも同様に平成30年12月24日から平成40年の12月23日まで、10年間ということになります。貸付料は年間2万5,000円であります。算出根拠は従前の議案と同様であります。貸付の相手方ではありますが、只見町の寄岩区長、三瓶利明氏が相手方でございます。これにつきましても同様の経過で貸付の議決をお願いをしたいものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

7番、目黒仁也君。

○7番（目黒仁也君） 24.5町歩。これは今、何に活用されておられるのか。わらび山なんですかね。その辺ちょっと教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） お質しの現在の利活用であります。おっしゃるとおり、わらび園等々に活用されている部分が主であるのかなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第80号 財産の貸付については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第81号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第14、議案第81号 財産の貸付についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第81号 財産の貸付についてであります。

これも同様の議案でございます。

土地の所在でありますが、南会津郡只見町大字塩沢字猿倉山183番11ほか11筆でございます。地目面積でありますが、山林、原野で40万5,602平米。40町歩ほどでございます。貸付の方法、随意契約。貸付契約の期間でありますけれども、同様に30年12月24日から平成40年の12月23日まで、10年間ということであります。貸付料は年額3万5,800円。算出根拠は従前の議案と同様でございます。貸付の相手方は只見町塩沢区長、矢沢友一氏でございます。裏ページに提案者、そして議決をいただく部分の記載がございますのでご覧をいただきたいと思います。これにつきましても前議案と同様の経過での貸付をお願いをするものであります。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第81号 財産の貸付については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第82号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第15、議案第82号 財産の貸付についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第82号。

これも前の議案と同様の議案でございます。財産の貸付についてでございます。

土地の所在であります。南会津郡只見町大字十島字鷺倉1179番ほか5筆でございます。地目及び面積ですが、山林で13万8,134平米。14町歩ほどでございます。貸付の方法は随意契約。貸付契約の期間。これは平成30年12月24日から平成40年12月23まで、10年間でございます。貸付料は年間1万1,300円。算出根拠は前の議案と同様でございます。貸付の相手方ですが、これは只見町の十島区長、若林豊三郎氏であります。貸付に至った経過等々は前議案と同様であります。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第82号 財産の貸付については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第83号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第16、議案第83号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 議案説明の前に、資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○保健福祉課長（馬場博美君） よろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第83号 南会津地方広域市町村圏組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定によりまして、南会津地方広域市町村圏組合格約を次のとおり変更するものでございます。

南会津地方広域市町村圏組合格約の一部を改正する規約。南会津地方広域市町村圏組合格約、昭和48年4月1日福島県知事許可第599号の一部を次のように改正する。第3条第10号を削るものでございます。附則としまして、この規約は、福島県知事の許可を得たうえで平成31年4月1日から施行するものでございます。

本件の変更を必要とする理由でございますが、市町村圏組合のほうでは、平成8年度以降、福島県より医師1名の派遣を受けまして、南会津地域における第一次医療の補完的な業務及び町村の保健福祉事業等への支援等を実施してきたところでございます。今般、福島県からの医師派遣見送りを受けまして、本事業の継続が困難となりました。地域医療支援センター事業につきましては、今後、県立南会津病院へ事業を引き継ぎ、引き続き実施される予定となっていることから、本組合格約の地域医療センターに関する内容を組合の共同処理事務から削除する内容となっております。

資料として配付させていただきましたものは新旧対照表ということでございまして、第10号の地域医療センターに関する内容を削除する内容でございますのでご覧いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

ありませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 医療については特別委員会でも深刻な話として、ああいう結論になり

ましたが、この改正によって、不利益、デメリット。つまり現状が変わるということはないですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今まで地域医療センターのほうで医師の派遣等実施していたものにつきましては、今後、南会津病院のほうで対応されるというふうに伺っておりますので、今までと大きく変更はないものと認識しております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 本当にわかんねえので、お伺いします。

市町村圏組合。これは自治体という、地方自治法上の自治体であります。今度その、代わって引き継ぐということになりますと、これはあの、南会津病院ということですから、これも自治体と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 従来の南会津地方の広域市町村圏の医療センターにつきましては、郡の町村会の中で、その県から医師を派遣していただいて、運転手1名、看護師1名を共同で負担して、東部・西部の地域医療を支援していただいて従来きてました。で、昨年から、今度は県が直接、南会津病院に派遣して、南会津病院で、その医師の増員分でその地域医療のほうを支援しますということになりました。ということは、県の医師の派遣の関係からだと思います。ということは、今度は財政負担としては広域圏では職員の人件費等、そういったところの軽減が出てきています。それであの、現在、病院長のほうにつきましては桧枝岐とか、それぞれ、東部地区の民間。それからあと只見も、南会津も、それぞれのところを診療、従来どおりの体制で、南会津病院のほうで現在もやっけていただいておりますので、この廃止をお願いするものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 心配なのでお伺いしたんですが、いわゆる従来も、変更後も、官・民という言い方すれば、官から管ということでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） そういう言い方になると思います。町村も管ですから。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

南会津地方広域市町村圏組合規約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦勞様でした。

（午後5時54分）

